第３次
瀬戸内市
男女共同参画基本計画

令和４年３月
瀬戸内市

はじめに

少子高齢化や人口減少、働き方や価値観の多様化などにより、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。また、情報化社会の高度化に伴い、いろいろなメディアを通じた人権侵害など、行政だけでは解決できない課題も増えてきました。

こうした社会情勢に対応するには、市民一人ひとりがお互いの違いや多様性を認め合い、人権を尊重しあうことができる、思いやりがあふれる人権尊重のまちを創り上げていく必要があります。それには、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

本市では、このたび、令和４年度から令和８年度までの５年間を計画期間とする、第３次瀬戸内市男女共同参画基本計画を策定しました。この計画は、平成 27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGｓの視点も盛り込んでいます。

「男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指して、この計画を推進していくため、市民、民間団体、事業者・企業、それぞれの立場の皆様と力を合わせながら取り組んでまいりますので、今後ともさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和４年３月

瀬戸内市長　武　久　顕　也

目　次

第１章　計画の策定にあたって …… 1
　１　計画策定の趣旨 …… 1
　２　計画の背景 …… 2
　３　計画の位置づけ …… 4
　４　計画の期間 …… 5
　５　計画の策定体制 …… 5
　６　計画の基本理念 …… 5
第２章　男女共同参画の現状と課題 …… 6
　１　現状 …… 6
　２　課題 …… 6
第３章　計画の概要 …… 24
　１　基本目標 …… 24
　２　計画の体系 …… 26
第４章　計画の内容 …… 28
　１　基本目標 …… 28
　　基本目標Ⅰ　男女共同参画についての理解・意識づくり …… 28
　　基本目標Ⅱ　男女の人権が尊重される社会づくり …… 33
　　基本目標Ⅲ　男女がともに参画し活躍する社会づくり …… 42
第５章　計画の総合的な推進 …… 57
　１　庁内推進体制の充実 …… 57
　２　市民参画による推進 …… 57
　３　事業者・企業の役割 …… 58
　４　計画の進行管理 …… 58
　５　関係機関との連携 …… 58
　６　計画進捗状況の点検・評価 …… 59
　７　数値目標の設定 …… 60
資料編 …… 61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

瀬戸内市は、平成 18（2006）年に「瀬戸内市男女共同参画基本計画」、平成 24（2012）年に「瀬戸内市男女共同参画基本計画改訂版」を策定、平成 29（2017）年には「第２次瀬戸内市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

また、地方創生や平成 27（2015）年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

これにより、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として**固定的性別役割分担意識**※は根強く、平等意識はなかなか浸透しないなど、課題は今もなお多くあります。また、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機にもなっています。

この計画は、これまでの計画を引き継ぎ、令和２（2020）年度に公表された国の第５次男女共同参画基本計画及び岡山県の第５次おかやまウィズプランの内容を踏まえつつ、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所などさまざまな立場の皆さんと課題を共有し、目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

※**固定的性別役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」というように、性別の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識

２　計画の背景

（１）国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、さまざまな取組が展開されています。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しています。

また、平成 27（2015）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGｓ※）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGｓ）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール５　ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

※SDGｓ：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの１７のゴールと１６９のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

（２）国の動き

昭和 50（1975）年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成 12（2000）年には「男女共同参画基本計画」を、その後、５年ごとに基本計画が策定されています。令和２（2020）年に「第５次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、４つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

（３）岡山県の動き

岡山県では、国際社会や国の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めており、平成９（1997）年４月に岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制が整備されました。

平成 13（2001）年３月には、県の男女共同参画基本計画として「おかやまウィズプラン 21」が策定され、その後、平成 28（2016）年の「第４次おかやまウィズプラン」まで５年ごとに策定された基本計画をもとに、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」、「さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大」などに関する施策が推進されてきました。

しかし、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や家族形態の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などにより変化しており、そうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、令和３（2021）年度を初年度とする「第５次おかやまウィズプラン」が策定されました。

３　計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この計画の一部を、「瀬戸内市 DV 防止基本計画」、「瀬戸内市女性活躍推進計画」として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第２条の３第３項の規定に基づき、この計画の中の基本目標Ⅱ重点目標（4）を、「瀬戸内市 DV 防止基本計画」として位置づけます。

○「女性活躍推進法」第６条第２項の規定に基づき、この計画の中の基本目標Ⅲ重点目標（7）（8）（9）（10）を「瀬戸内市女性活躍推進計画」として位置づけます。

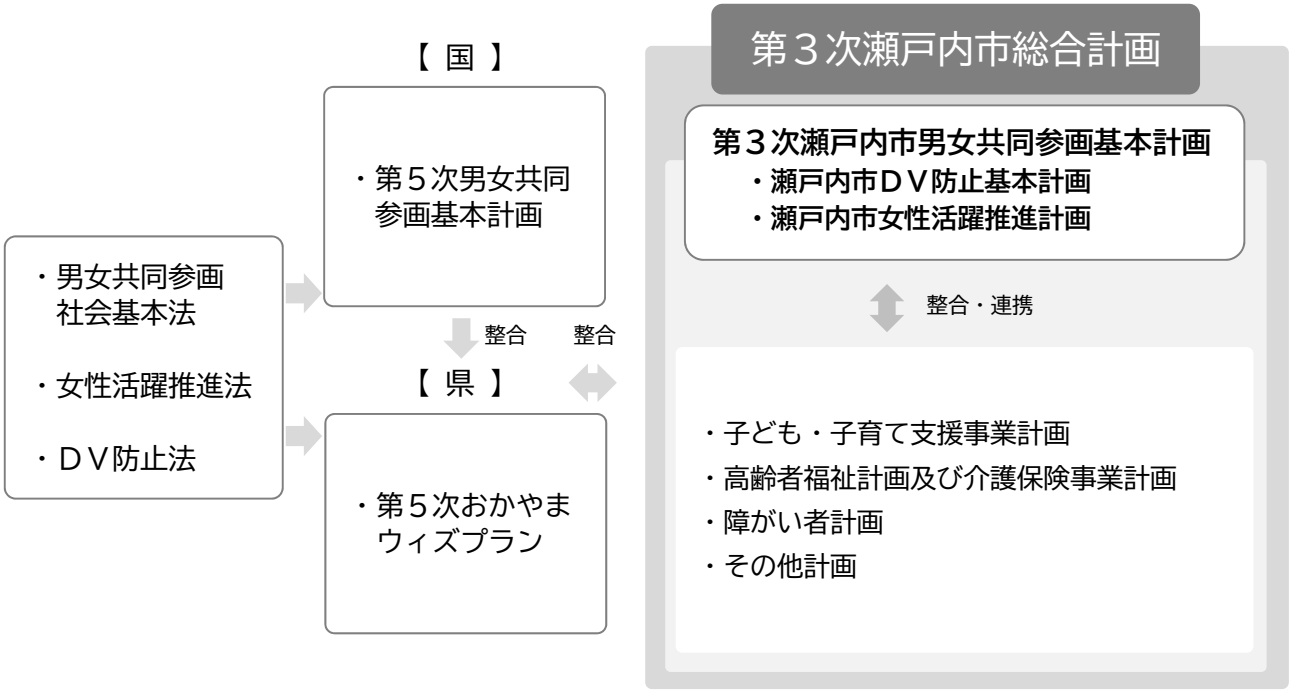

4 計画の期間

本計画の期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５年間とします。

5 計画の策定体制

本計画は、「瀬戸内市男女共同参画推進審議会」の意見及び令和３（2021）年６月に本市在住の 18 歳以上 2,000 人を対象に実施した「瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「アンケート」という。）の結果などを踏まえて、作成をしています。

6 計画の基本理念

瀬戸内市の男女共同参画推進について、瀬戸内市男女共同参画推進条例第３条において次の７つの基本理念を定めています。

① 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

② 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

③ 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の教育、家族の介護その他家庭生活における活動と地域、職場等における活動を両立して行うことができるようにすること。

⑤ 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

⑥ 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的協調の下に行われること。

⑦ 市民一人一人が主体的に男女共同参画の推進に取り組むこと。

第2章 男女共同参画の現状と課題

1 現状

第２次瀬戸内市男女共同参画基本計画では、取組の効果が検証できるよう、令和３（2021）年度を目標年次とする３つの基本目標で 11 の重点目標を設定し実施してきました。

2 課題

第２次瀬戸内市男女共同参画基本計画の重点目標の取組状況や令和３（2021）年度に実施した「瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果などから、11 の重点目標ごとに課題を整理しました。

基本目標Ⅰ　男女共同参画についての理解・意識づくり

重点目標（１）「男女共同参画の意識啓発や学習の推進」について

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因のひとつとなっています。

市では、ポスターやチラシを提示・設置することによって家庭での男女共同参画の意識啓発を行ってきました。

アンケートでは、「あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか」について、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 69.4%の人が男性の方が優遇されていると感じている結果となっており、岡山県と同程度の割合となっています。

男女共同参画社会は女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会であるという理解を深めていくために、固定的性別役割分担の解消に向けて、講演会などを開催し、広報・啓発していくことが必要です。

また、市民レベルにおいても男女平等についての話し合いの場を設けるなど、人権意識の高揚や**性的少数者**※に関する正しい知識の普及に向けた取組が求められます。

※**性的少数者**：こころの性、からだの性、表現する性が一致している異性愛者でない人の総称。
性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティともいう。

「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野で男女の地位が平等になっているかについて

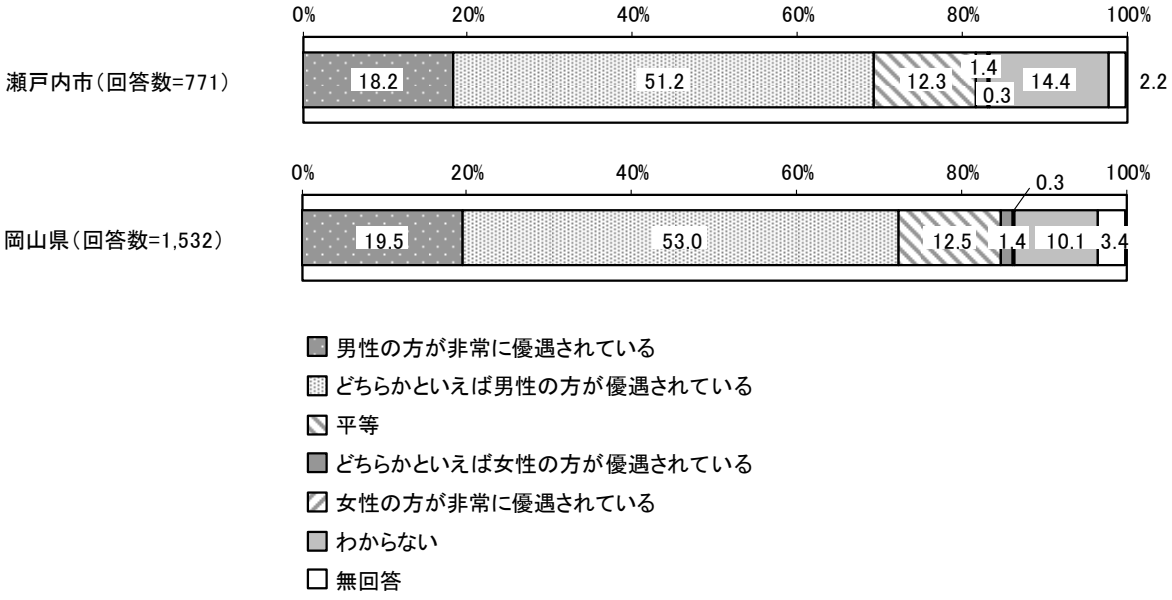

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（２）「国際社会における男女共同参画推進への理解」について

外国人と触れ合う中で国際的な問題や多様な価値観・文化についての理解を深め、「社会的・文化的に形成された性別」（**ジェンダー**※）の問題を理解することは重要であり、性差別、固定的性別役割分担、偏見などにつながっている場合には、見直していく啓発活動が必要です。

アンケートでは、「ここ１年ほどの間で参加した地域活動にはどのようなものがありますか」について、「身近にいる外国人たちとの交流や国際理解活動」の割合が1.7%に留まっており、岡山県と同程度の低い割合になっています。

国際理解・異文化の理解を促す機会を提供し、国際感覚の向上に努めるとともに、多様な価値観への理解を促進します。

※**ジェンダー**：社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

直近１年間で参加した地域活動について

（瀬戸内市）　　（岡山県）

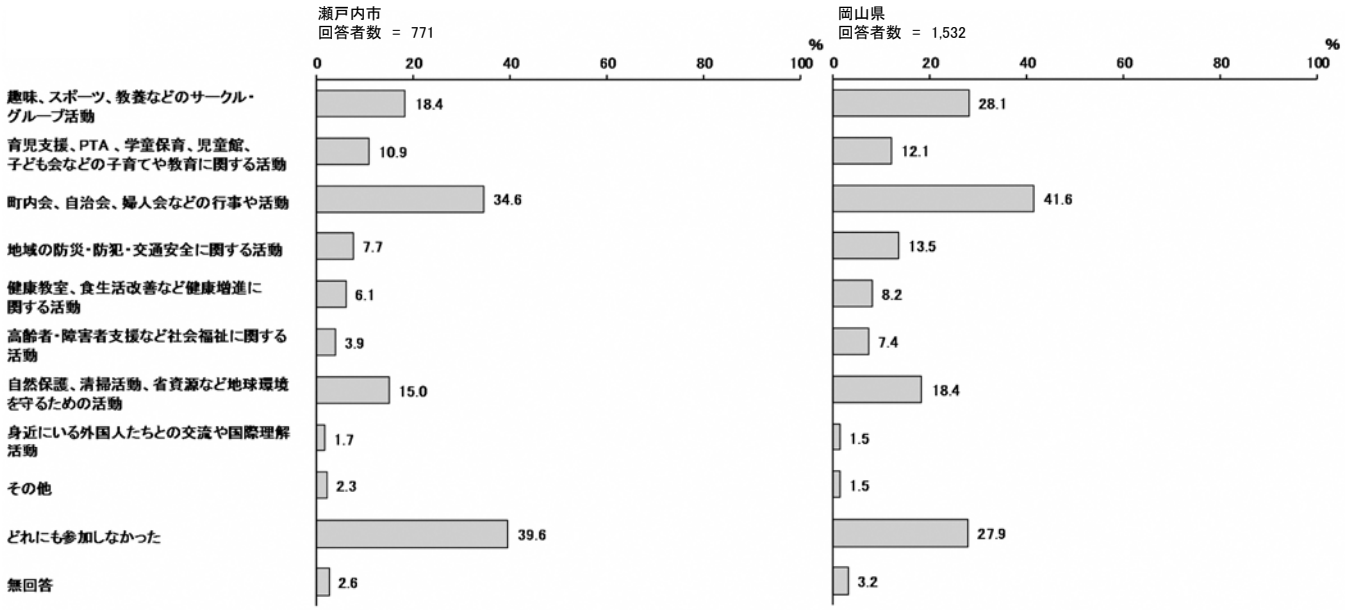

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（３）「男性にとっての男女共同参画の推進」について

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

市では、令和２（2020）年度に、家事・育児への男性の参画についての講座を実施しました。

アンケートでは、「今後、男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」について、「労働時間短縮や育児・介護休暇制度を普及させること」の割合が 42.7%、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」の割合が 37.5%、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」の割合が 36.3%となっています。

家事・育児・介護・家庭の行事などは、家族が共同して行うという意識を高め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて

（瀬戸内市）　　（岡山県）

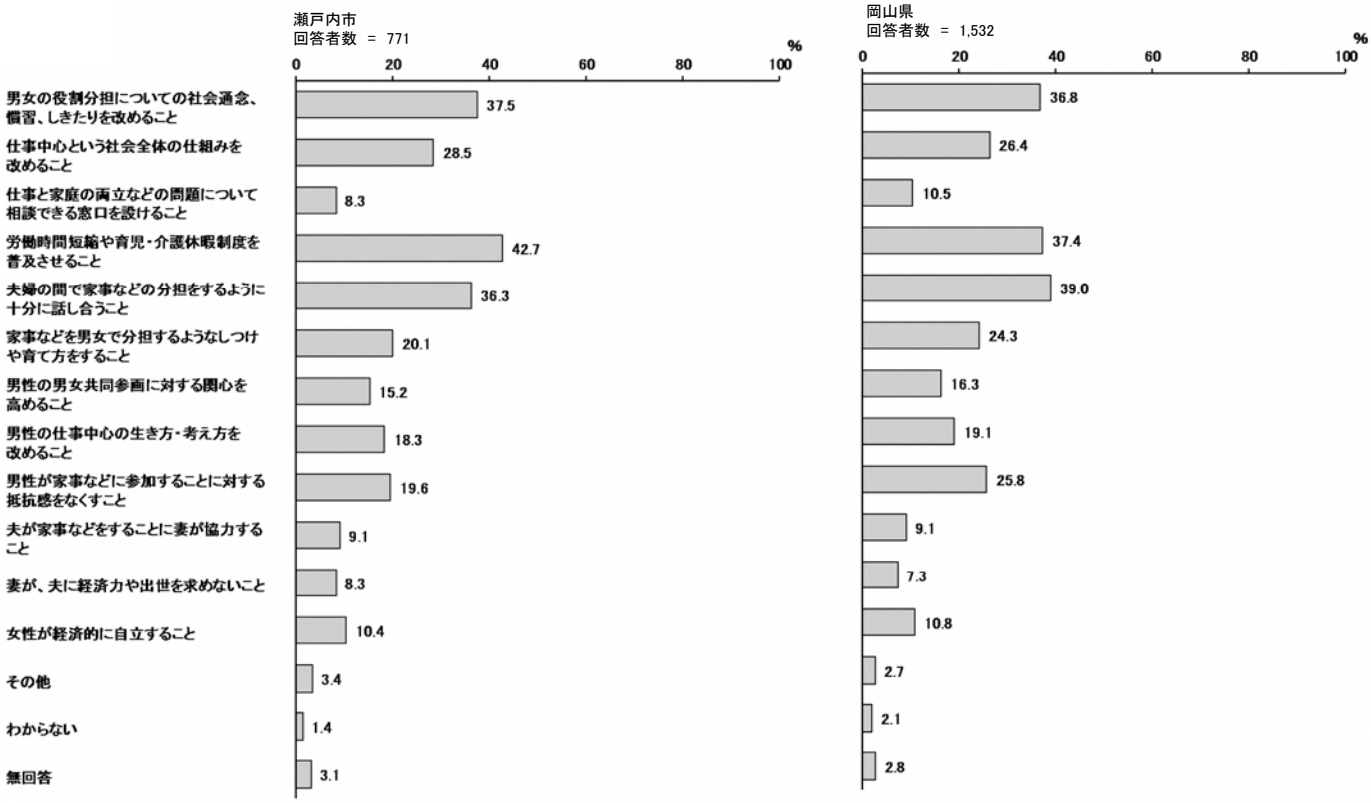

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

基本目標Ⅱ　男女の人権が尊重される社会づくり

重点目標（４）「あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進」について

ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。）※による被害の相談件数は全国的に増加しています。DV は、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、ＤＶ防止法や国、岡山県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。

市では、関係機関と連携し、若年層をはじめとした幅広い世代に対して、DV の正しい知識と理解を深めるための広報や啓発活動をしています。また、ＤＶと思われる内容の相談を受けると、関係機関と速やかに連携をして適切に対応しています。

アンケートでは、「あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか」について、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた」の経験がある割合が 17.0%、「人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなどの精神的暴力を受けた」の経験がある割合が 23.9%となっており、県と同程度の割合となっています。また、DV の相談窓口を知らない人の割合が 66.0%となっています。

DV や性暴力、性犯罪などあらゆる暴力の根絶を目指して、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず安心して相談できる体制を強化することが必要です。また、被害者の回復へ向けて適切な対応と、関係機関が連携して被害者の救済や自立のために、きめ細かく支援することが必要です。

※**ドメスティック・バイオレンス（DV）**：配偶者や交際相手など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のこと（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などを含む）

配偶者から身体的暴力を受けた経験の有無について

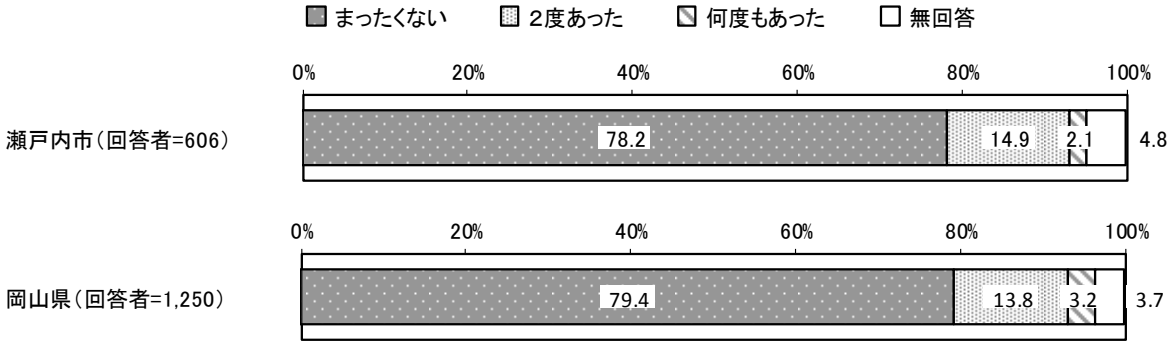

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

配偶者から精神的暴力を受けた経験の有無について

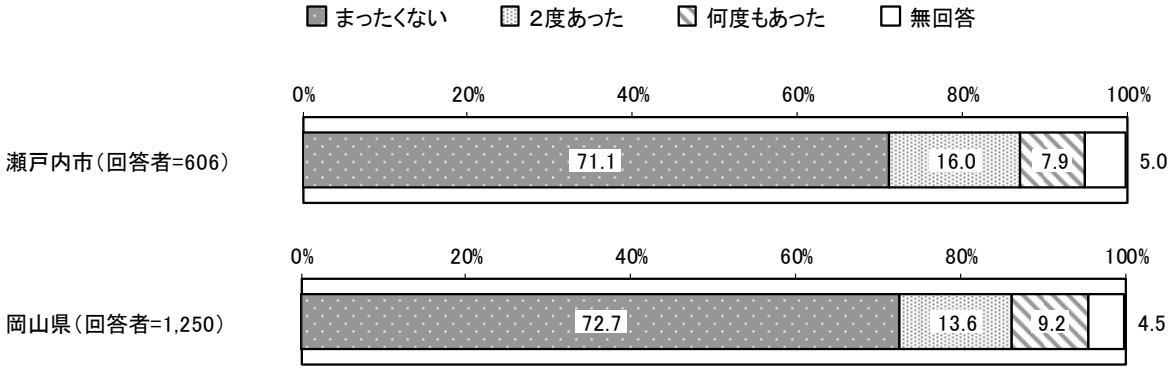

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

DV の相談窓口の認知状況について

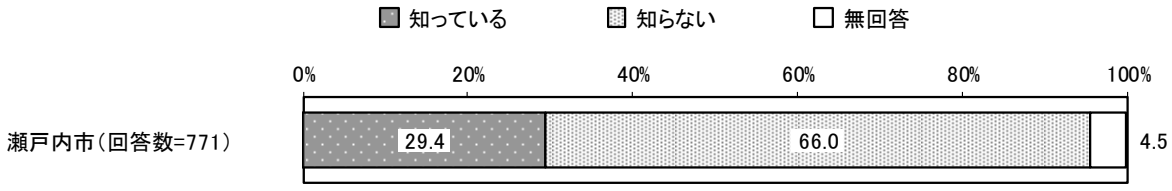

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）

重点目標（５）「情報化社会における男女の人権尊重」について

国内では、近年、インターネットは情報の収集や発信の手段として欠かせないものとなっている一方で、**ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）**※1などをはじめとした多様なメディアを通じた人権侵害が発生しています。

市では、ホームページに女性の人権侵害や性犯罪・性被害に関する相談窓口を掲載し、相談窓口の記載されたステッカーを、本庁舎などのトイレ内に貼るなど周知を行ってきました。

アンケートでは、「男女間における暴力（配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、**セクシュアルハラスメント**※2など）への取組として必要なことはどのようなことだと思いますか」について、「幼い時から男女が平等であることの教育をしっかりと行う」の割合が 49.5%と最も高くなっています。また、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」の割合が 47.3%、「被害者を保護する体制を整備する」の割合が 44.6%となっており、県と比較すると、若干ではありますが、高くなっています。

情報化社会の到来に伴う、情報を活用する環境の違いによる情報格差、ネットワーク上のプライバシーの侵害やコンピューター犯罪などの新たな課題に対応していくことが必要です。

※1**ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）**：Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを使用したサービス

※2**セクシュアルハラスメント**：相手の意に反した性的な言動によって相手を不快にさせること、または性的な言動などにより相手方の生活環境を害すること（加害・被害者の性別については、異性間に限らず、男性から男性、女性から女性など、同性間で行われることもあり、その場合も該当になる）

男女間における暴力に対する必要な取組について

（瀬戸内市）　　（岡山県）

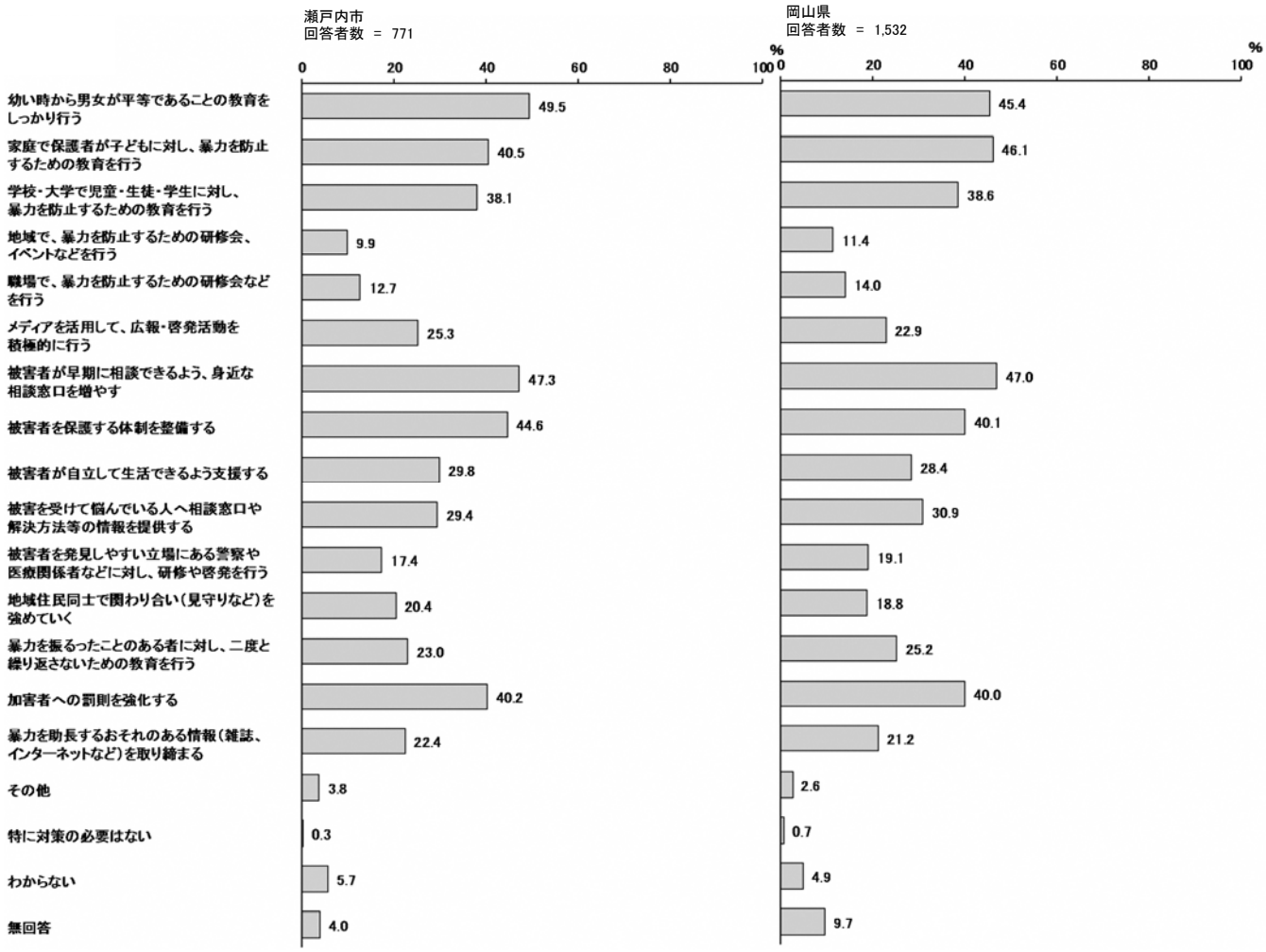

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（６）「生涯を通じた心と体の健康支援」について

思春期や高齢期など生涯を通して、男女がお互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に過ごしていくことは、男女共同参画を推進するうえでとても重要なことです。

市では、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん検診などを実施し、受診率の向上や知識の普及・啓発を図ってきました。

アンケートでは、「あなたは、「生涯を通じて**性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**[※1]」がどの程度、女性にとって重要な権利だと思いますか」について、「重要な権利だと思う」の割合が 59.4%となっており、県と同程度の割合となっています。

思春期、子育て期、更年期、高齢期、女性は妊娠・出産期といった**ライフステージ**[※2]ごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今はうつ病などの心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、男女がともに正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

※[1] **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**：平成６（1994）年の国際人口／開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつ。

- 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）

  人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

- 性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）

  すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、及び出産する時について責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利

※[2] **ライフステージ**：出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと

女性にとって「生涯を通じて性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について

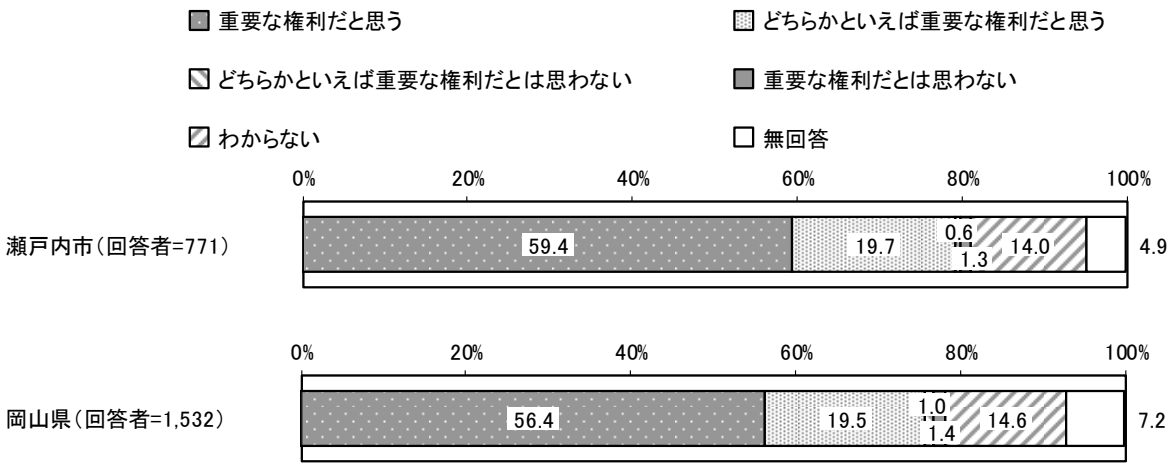

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

基本目標Ⅲ　男女がともに参画し活躍する社会づくり

重点目標（７）「政策・方針決定の過程への女性の参画の促進」について

男女がともに政治、経済や地域活動などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

市では、各種審議会などにおいて、委員の男女比を考え女性の参画を促進しています。

アンケートでは、「次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性がもっと増える方がよいとあなたが思うものをすべてお答えください」について、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」の割合が 59.4%、「都道府県知事・市町村長」の割合が 52.1%、「企業の管理職」の割合が 42.3%となっており、県に比べ高くなっています。

企業・地域・市民団体などの活動の中で、男女がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

今後女性がもっと増えた方がよいと思う政策・方針の決定にかかわる役職について

（瀬戸内市）　　（岡山県）

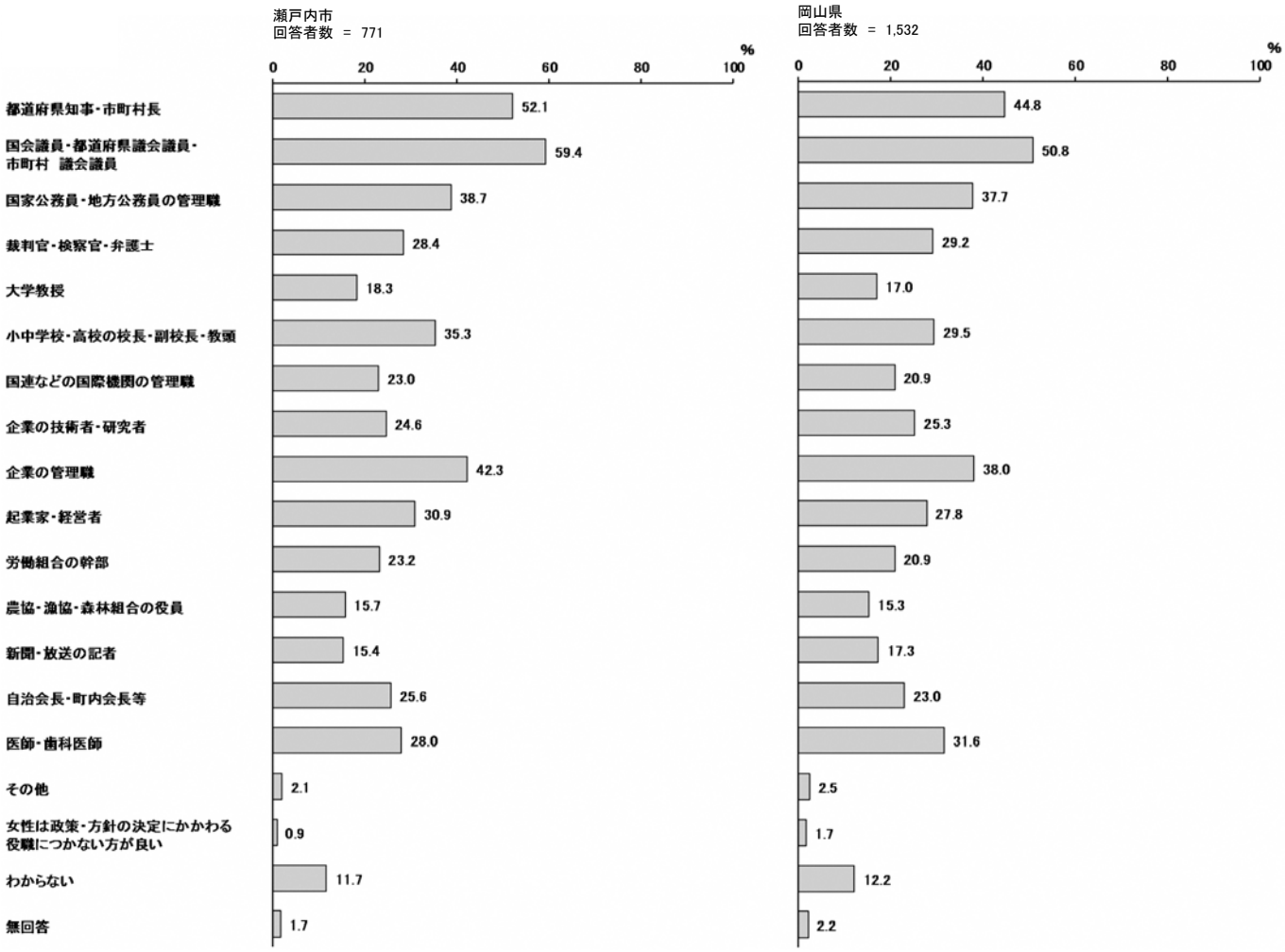

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（８）「雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保」について

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要です。

アンケートでは、「あなたは、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか」について、「ある程度働きやすい状況にあると思う」の割合が 28.5%となっており、県と比べて高くなっていますが、一方で「あまり働きやすい状況にあると思わない」の割合が 20.4%となっています。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方が選択でき、働き続けられる環境づくりを進めることが必要です。

現代の社会は、女性が働きやすい状況にあると思うかについて

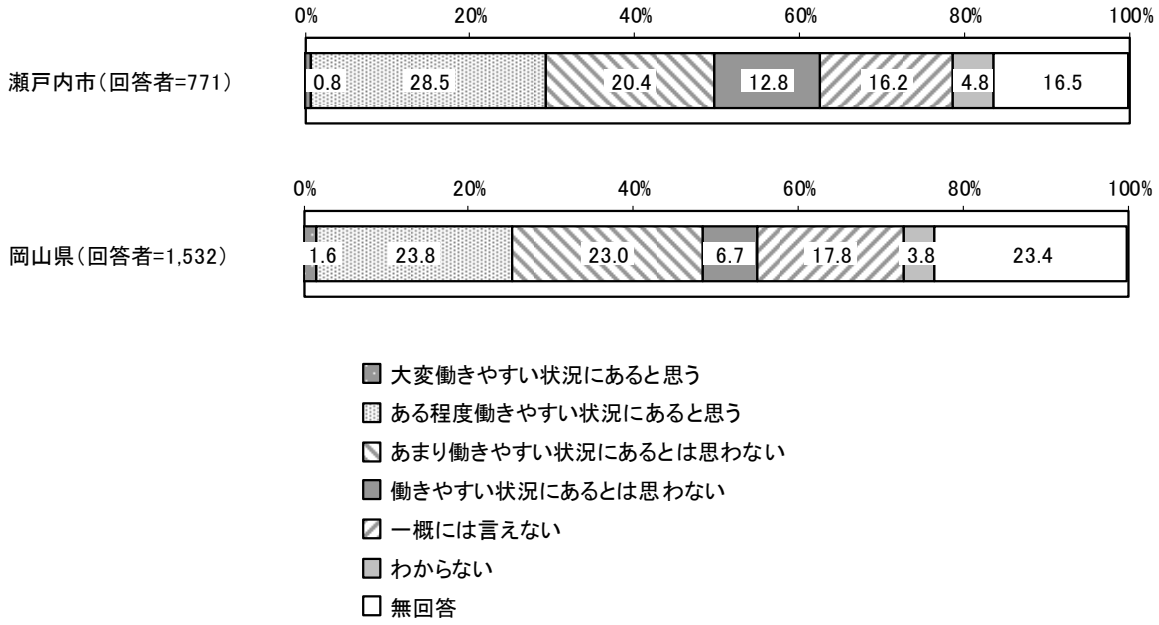

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（９）「女性のチャレンジ支援」について

男女共同参画社会を実現するためには、女性が職業を持つことに対する意識や職業能力を向上させることが重要です。また、就労支援とともに、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。起業した場合は、仕事の量や場所、時間などを自分自身で決めることができ、出産や育児といった女性のライフステージに合わせて仕事ができるという観点から、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍の機会の拡大につながることも期待されます。

あわせて、育児・介護等の負担を軽減するための支援、再就職への支援、職業能力開発のための情報提供など多様な働き方の啓発が必要です。

市では、女性の職業能力を高めるための学習機会に関するチラシを窓口などに設置し、情報を提供しています。

アンケートでは、「子どもができても、ずっと職業を持ち続ける方がよい」または「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と答えた方の理由は、「女性が能力を活用しないのはもったいないと思うから」の割合が58.3%、「女性も経済力を持った方がいいと思うから」の割合が 54.5%となっており、県と比べ、若干高くなっています。

女性は働き続けた方がよいと思う理由について

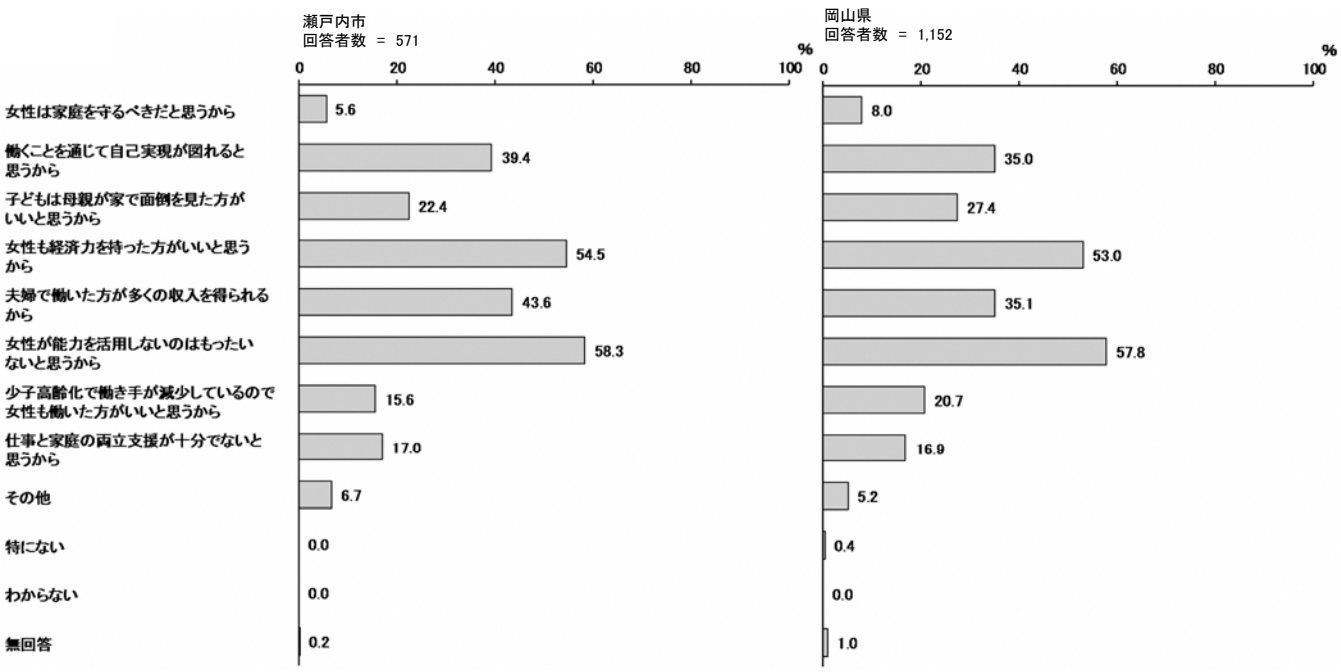

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（10）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現」について

企業では雇用環境の整備などを促進していくことが重要ですが、中小企業ではワーク・ライフ・バランスを進めることが難しいことも多く、経営規模に応じた支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスが進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上など、多くのメリットが考えられます。

市では、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するため、各種制度などの情報を提供しています。

アンケートでは、「あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思いますか」について、「とれていると思う」、「どちらかといえばとれていると思う」を合わせた割合が 60.4%となっており、県と同程度の割合となっています。

今後も、男女共同参画の視点から働き方を見直し、仕事と家庭生活、地域活動などを調和させて豊かな暮らしを実現することが求められます。

※**ワーク・ライフ・バランス**：多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、性や年齢にかかわらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。男性も育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、女性については、仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になる。

ワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて

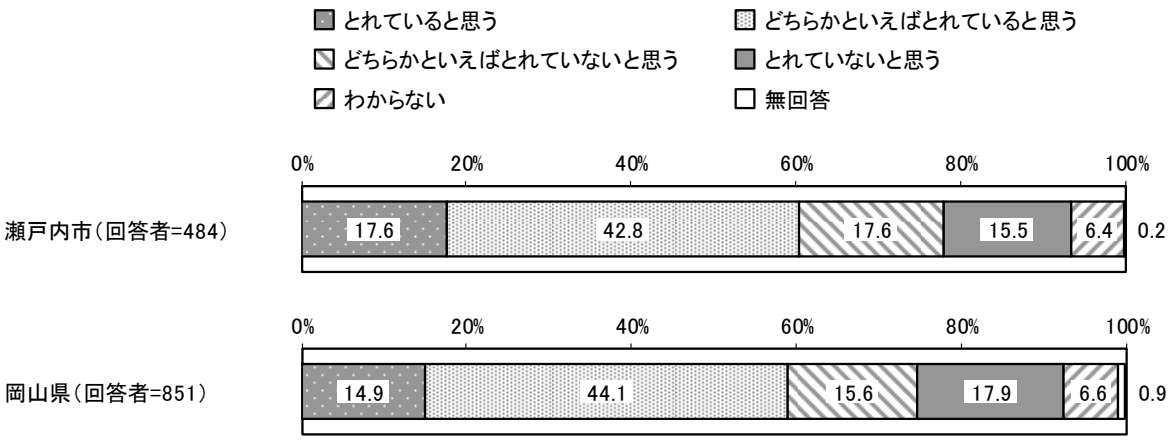

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

重点目標（11）「家庭や地域社会における男女共同参画の促進」について

家庭や地域は、社会を構築するための生活の基本的な場です。家庭生活や地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が平等に社会に参画できるようにすることが重要です。

市では、これまで子育て支援のための環境整備、介護者支援の充実に努めてきました。また近年、地域社会の活性化の一環として**こどもひろば**※を開催しています。

アンケートでは、「家庭での役割について、あなたはどのようにお考えですか。」について、「老親や病身者の介護や看護」「子どもの教育としつけ」で「男女両方同じ程度の役割」の割合が 75.1%、82.6%と高くなっています。また、「あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思いますか」について、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」の割合が 51.5%、「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」の割合が 41.2%となっていました。県と比べると、必要なことの項目全てにおいて割合が低くなっています。

防災分野では、避難所運営などにおいて性別に配慮した視点がまだまだ活かされているとはいえません。防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った災害復興対策が求められます。

※**こどもひろば**：子どもを中心に多世代が集い、遊ぶ場。みんなで遊ぶことで、人と人、人と地域とがつながり、みんなで子どもを育て、自らも育つことになることを目的とする。

家庭での役割について

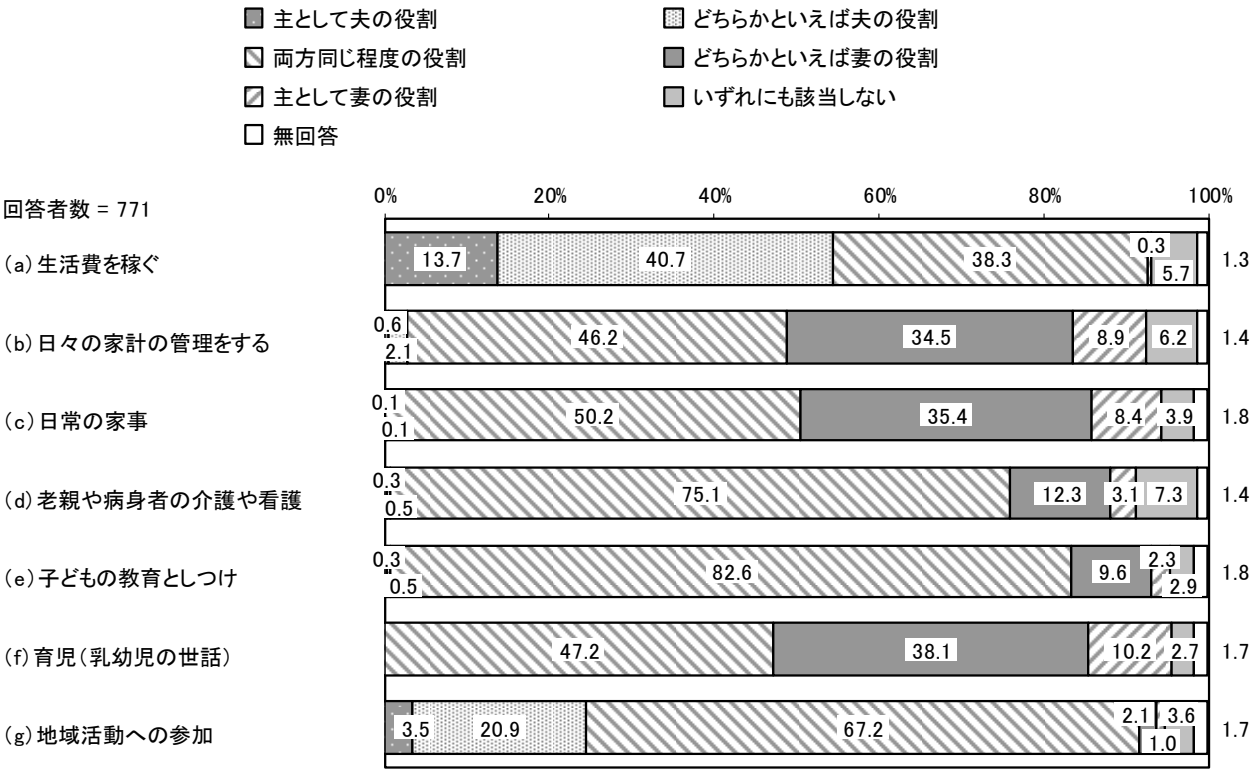

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）

性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なことについて

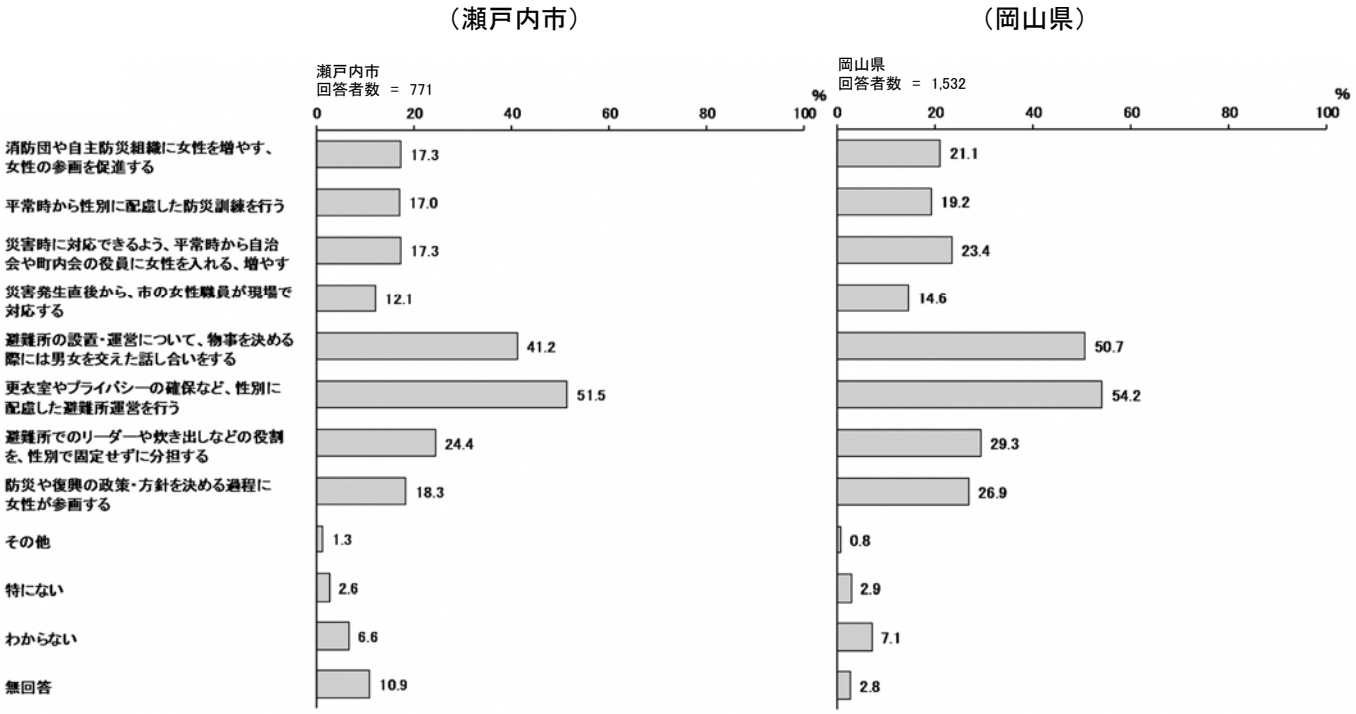

資料：瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和３（2021）年）
岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査（令和２（2020）年）

第3章　計画の概要

計画全体の目標「男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会」を実現するために３つの基本目標を定めその基本目標ごとに重点目標を設定します。

1　基本目標

基本目標Ⅰ　男女共同参画についての理解・意識づくり

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが性別にかかわりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成し、さまざまな活動にともに参画できるよう推進します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、国際的な問題や多様な価値観・文化についての理解を促進します。また、男性の家事・育児・介護などへの積極的な参画を促し、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅱ　男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であるという認識を誰もが持ち、ＤＶやハラスメントなどあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、情報化社会の到来によるネットワーク上の人権侵害について啓発します。

さらに、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するため、健康で安心して暮らせる生活環境を整え、生涯にわたり男女の健康づくりを支援します。

基本目標Ⅲ　男女がともに参画し活躍する社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、雇用の分野においては、男女の平等と働きやすい環境の実現が求められます。また、農業・漁業を基幹産業とする瀬戸内市では、農業・漁業、自営業においても男女共同参画に対する意識啓発が必要です。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報などの提供により、男女ともに働きやすい環境整備を進め、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備します。また、生活上の困難に直面する人びとに対し、自立と安定のための支援を行います。さらに、防災など地域活動でも女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

2 計画の体系

［ 全体の目標 ］
［ 基本目標 ］
［ 重点目標 ］
男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会
基本目標Ⅰ
男女共同参画についての理解・意識づくり
基本目標Ⅱ
男女の人権が尊重される社会づくり
基本目標Ⅲ
男女がともに参画し活躍する社会づくり
（１）男女共同参画の意識啓発や学習の推進
（２）国際社会における男女共同参画推進への理解
（３）男性にとっての男女共同参画の推進
（４）あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進◆ＤＶ防止基本計画◆
（５）情報化社会における男女の人権尊重
（６）生涯を通じた心と体の健康支援
（７）政策・方針決定の過程への女性の参画の促進◆女性活躍推進計画◆
（８）雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保◆女性活躍推進計画◆
（９）女性のチャレンジ支援◆女性活躍推進計画◆
（10）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現◆女性活躍推進計画◆
（11）家庭や地域社会における男女共同参画の促進
（12）生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり（新規）

［ 施策の基本的方向 ］

① 広報・啓発による理解・意識づくりの推進
② 固定的な性別役割分担意識の解消
③ 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
④ 性的少数者への理解の推進（新規）

① 国際理解と国際感覚の向上

① 男性の家事・育児・介護などへの参画に対する意識改革
② 男性の「働き方」に対する意識改革

① ＤＶを防止する啓発の推進
② ハラスメント防止対策の推進（新規）
③ 被害者の早期発見と安心して相談できる相談窓口の充実
④ 被害者の安全確保と自立支援
⑤ 関係機関との連携強化と民間団体などとの協働
⑥ 若年層への予防啓発、デートＤＶ対策の推進（新規）

① 女性の人権を尊重した表現の推進
② メディアにおける人権の尊重（高度情報化社会への対応）（新規）
③ 情報化社会への対応

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発など
② 生涯を通じた健康支援

① 審議会や市職員などにおける女性の登用促進
② 企業・地域団体などにおける女性の参画促進
③ 農業・漁業と自営業における男女共同参画の推進

① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進
② 女性が働き続けることができる環境づくり

① 職業能力開発と能力発揮の支援充実
② ライフイベントなどにより離職した女性への就職支援（新規）

① 仕事と家庭・地域生活の調和のとれた生き方の両立支援
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
③ 育児・介護休業制度についての広報と情報提供

① 家庭や地域社会における男女の協力
② 男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進
③ 子育て・介護環境の整備・充実
④ 防災・復興における男女共同参画の推進（新規）

① 貧困など生活上の困難に直面する人への支援（新規）
② 高齢者、障がいのある人、性的少数者などが安心して暮らせる環境づくり（新規）

第4章　計画の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画についての理解・意識づくり

重点目標１　男女共同参画の意識啓発や学習の推進

男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、ともに個性と能力を発揮できる社会です。

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などで人権尊重や男女の相互理解について学び、理解を深めることが大切です。

一人ひとりが相手を思いやり、認めあいながら人権を尊重する社会の実現に向けて、さまざまな啓発活動に取り組みます。また性的少数者に関する正しい知識の普及に努めます。

①　広報・啓発による理解・意識づくりの推進

施策項目	具体的な施策	担当課
市民への意識啓発	男女共同参画週間などについて、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課
	男女共同参画週間に合わせて、図書館などで市民を対象にパネル展を実施します。	市民課
性的指向※1**と性同一性障害**※2**に関する理解の促進**	市民に性的指向と性同一性障害に関する情報を提供します。	市民課
	職員を対象に性的少数者に関する研修を案内します。	総務課
	子どもの性差や個人差に留意し、固定的な意識を植え付けないように正しい知識と理解を深めるため啓発します。	子育て支援課
	各校園に対して、名簿順や頭髪など身なりの校則について、見直しの検討を周知します。また各中学校において、**制服のジェンダーレス化**※3を検討し、推進すると同時に性差について学習していきます。	総務学務課
学校における男女平等教育の推進	毎年中学２年生を対象に職場体験「チャレンジワーク」を行っており、男女平等に関しての学習を進めます。	総務学務課

※1**性的指向**：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※2**性同一性障害**：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が合致せず、そのことに苦悩している状態をいう。平成 16（2004）年７月に「性同一障害者の性別の取扱の特例に関する法律」が施行され、性同一障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱を変更できるようになった。さらに、平成 20（2008）年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行された。

※3**制服のジェンダーレス化**：デザイン、色、柄などに男子用・女子用といった性差を感じさせない制服を採用すること。また、生徒が自由に身につける制服の組み合わせを選択できるようにすること

②　固定的な性別役割分担意識の解消

施策項目	具体的な施策	担当課
慣行の見直し	慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担を見直すよう啓発します。	各課
家庭での男女共同参画についての意識啓発	職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を促進します。	総務課
	家庭での男女共同参画について、広報紙に記事を掲載します。	秘書広報課
	市民を対象に「**せとうちゼミナール※**」を開催します。	市民課
	ポスター・チラシなどで啓発します。 家庭教育学級で、子育てを男女ともに行う必要性をテーマに学習の機会をつくります。	社会教育課
	関係機関のポスターやチラシを掲示し、設置します。	公民館
	各種講座や研修会（職員研修を含む）などを開催し、広報紙、ホームページ、その他各種情報誌、啓発紙など、あらゆる機会や手段を活用して、啓発します。	各課

※せとうちゼミナール：市が男女共同参画推進事業として実施する講座

③　男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

施策項目	具体的な施策	担当課
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民を対象に計画の見直しの際にアンケートなどによる意識調査を実施します。	市民課
	市民を対象に市民意識の実態把握のために市民まちづくり意識調査を実施します。	企画振興課
取組情報の収集・提供	岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）などが開催しているゼミナールのチラシなどを窓口に設置します。 せとうちゼミナールの開催情報を、ウィズセンターのホームページなどに掲載します。	市民課
	人権啓発室と連携し、男女共同参画に関するパネルや図書館資料などを展示します。また、男女共同参画に関する資料を収集し、提供します。	図書館

④　性的少数者への理解の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
性的少数者に関する理解の促進	市民を対象に性的少数者に関する理解を促進します。	市民課
	子どもの性差や個人差に留意し、固定的な意識を植え付けないための正しい知識と理解を深められるよう啓発します。	子育て支援課

重点目標２　国際社会における男女共同参画推進への理解

わが国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に関する動きと連動して進められています。世界各国の男女格差を指数化する報告書「**ジェンダー・ギャップ指数**※（国別順位）２０２１」によれば、日本の状況は 156 か国中 120 位で、いまだに低い順位であり、国は男女共同参画社会の実現を最重要課題に掲げています。私たちも、わが国の現状に関心を持ち、国際社会の一員として国際的規模で取り組まれている問題を理解することが必要です。

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点を持ち、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。

※**ジェンダー・ギャップ指数**：各国における男女格差を明らかにするため、世界的な企業約 1,000 社で構成する国際的な非営利財団「世界経済フォーラム」が毎年発表している。経済（労働人口、賃金、管理職・専門職の男女比など）、教育（識字率、初等・中等・高等教育の就学率）、健康（平均寿命、出生時の男女比）、政治（議員、閣僚の男女比など）の４分野を対象に算出している。１が完全に平等、０が完全不平等を示しており、１に近いほど男女平等を意味する。

①　国際理解と国際感覚の向上

施策項目	具体的な施策	担当課
国際的な男女共同参画の動向の周知と国際感覚向上	ホームページに海外の男女共同参画の動向に関する記事を掲載します。	市民課
国際理解・異文化理解を深める機会の充実	関係ポスターやチラシを窓口に掲示し、設置します。	秘書広報課
	全幼稚園、小学校、中学校にＡＬＴ※を配置します。	総務学務課
情報の収集、提供の充実	諸外国の政治や生活などに関する資料を収集し、外国語新聞の各国情報を提供します。	図書館

※ＡＬＴ：Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略称。外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。

重点目標３　男性にとっての男女共同参画の推進

家庭や地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。

家事・育児・介護などの家庭生活への男性の参画を促進するため、男性に対して男女の共同参画の理解促進や意識改革を図ります。

①　男性の家事・育児・介護などへの参画に対する意識改革

施策項目	具体的な施策	担当課
男性の家事・育児・介護などに対する意識改革の推進	家事・育児・介護などに関する「せとうちゼミナール」を実施します。	市民課
	こどもひろばにおいて、男性の育児などへの参画の機会を提供します。	こども政策課
	県作成の父親の育児参加を促す冊子を窓口に配置します。	子育て支援課
	「パパママ準備教室」で、男性の育児休業に関するパンフレットを配布します。	健康づくり推進課
	家庭教育学級に父親や祖父の参加を増やし、多様なライフスタイルに対応した子育て支援と交流を実施します。	社会教育課
	関係機関から届いたポスターやチラシを掲示し、設置します。	公民館
	男性の育児や家事、介護などへの参画に関する資料を収集し、提供します。	図書館
男性向け各種講座の実施	男性を対象とした「せとうちゼミナール」を実施します。	市民課
	楽しく学びながら料理の基本をマスターする男性を対象とした料理教室を実施します。	公民館

②　男性の「働き方」に対する意識改革

施策項目	具体的な施策	担当課
職員の意識改革の推進	幹部職員を対象に時間外勤務の削減や職場環境の改善を目的とした働き方改革に関する研修を実施します。この研修内容を職員に周知します。	総務課

基本目標Ⅱ　男女の人権が尊重される社会づくり

重点目標４　あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進
〈ＤＶ防止基本計画〉

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪などの根絶は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。

特に配偶者などからの暴力は家庭内もしくは個人的な問題として被害が表面化しにくい状況であり、ＤＶに対する認識は広がりつつありますが、まだ十分に浸透しているとは言えません。

相談窓口を整備し、周知することで認識を広めるとともに、相談内容に応じた専門機関への連絡体制を整備します。また、さまざまな**ハラスメント**※の防止対策も推進します。

※**ハラスメント**：他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること

- セクシュアルハラスメント：相手の意に反した性的な言動によって相手を不快にさせること、または性的な言動などにより相手方の生活環境を害すること
- パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは、職場環境を悪化させること
- モラルハラスメント：言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、精神的・身体的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること
- マタニティー・ハラスメント：働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇止め、自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当に扱われること
- パタニティ・ハラスメント：育児をするために育児休業や時短勤務などの制度を希望、あるいは利用する男性社員が、同僚や上司といった社員からの嫌がらせの行為をされたり制度利用を邪魔されたりすること
- アカデミックハラスメント：研究教育の場における権力を乱用したり、構成員に対して不適切な言動をして、「教育研究上の不利益」教育研究の職務遂行を妨げるような精神的・身体的に苦痛を与えること

①　ＤＶを防止する啓発の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
市民への意識啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、ホームページや広報紙への記事の掲載や、**パープルリボン**※1ツリーの展示などをします。若年者を対象に「**デートDV**※2」について啓発します。	市民課
	DV 防止について、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課
	高齢者虐待に関する研修会、相談会を開催します。	いきいき長寿課
	権利擁護センター※3など関係機関と連携し、パンフレットなどを配布します。	福祉課
	DV の相談があった場合、県や市の相談窓口の紹介や関係各所との連携により対応します。	子育て支援課
	成人式で新成人にリーフレットを配布します。	社会教育課
市職員・教職員・児童・生徒・保護者などへの啓発・理解の推進	ハラスメントの事案や対策に関する情報提供により、職場内 DV 防止を啓発します。	総務課
	職員に、女性に対する暴力をなくす運動を周知します。	市民課
	教職員に対して人権教育の研修をします。また、デートＤＶなど、チラシの配布やポスターの掲示などで、児童・生徒や来校する方に啓発します。	総務学務課

※1**パープルリボン**：女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボル。一人でも多くの人が暴力や虐待に対し関心を持つことや、現在暴力が振るわれている人が勇気を持てるように、という願いが込められている。

※2**デートＤＶ**：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者などを除く）の一方から他方に対して振るわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートＤＶでおこる暴力に含まれる。

※3**権利擁護センター**：権利擁護に関するワンストップ相談支援機関（虐待や DV などで悩んでいる方への対応・支援）瀬戸内市権利擁護センター（瀬戸内市邑久町山田庄８６２－１　瀬戸内市総合福祉センター内　0869-24-7711）

②　ハラスメント防止対策の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
ハラスメント防止対策の推進	ハラスメントの事案や対策に関する情報を提供し、職場内ハラスメント防止を啓発します。	総務課
	さまざまなハラスメントの事案や対策に関する情報を提供し、市民へのハラスメント防止を啓発します。	市民課

③　被害者の早期発見と安心して相談できる相談窓口の充実

施策項目	具体的な施策	担当課
ＤＶ・ストーカーなどに関する相談・対応	本庁、支所出張所、ゆめトピア長船、公民館などの施設のトイレに DV 相談窓口のカードを設置します。 県などの研修に積極的に参加します。	市民課
	市民課、地域包括支援センター、権利擁護センターなどと連携し、相談しやすい支援体制を整備します。	いきいき長寿課
	市民課、権利擁護センターと連携し、相談しやすい環境や相談窓口を整備します。	福祉課
虐待などに関する相談・対応	ホームページに虐待に関する相談窓口を掲載し、周知します。相談を受けたら、関係する部署へつなぎます。	市民課
	虐待などに関する相談窓口のパンフレットを配布し、周知します。	いきいき長寿課
	市民課、権利擁護センターと連携し、相談しやすい環境や相談窓口を整備します。	福祉課
発見・通報に関する体制の整備及び専門機関との連携	庁内 DV 防止ネットワーク連絡会議を開催します。 虐待の発見・通報があった場合、専門機関と連携します。	市民課
	青色回転灯を装着した公用車（4 班編成）で市内を巡回し、防犯パトロールをします。対応にあたっては、警察署と連携し、情報収集します。	危機管理課
	妊娠届出時にハラスメント相談窓口チラシを配布し、周知します。 事業などを通して把握した要観察ケースについては、早期に関係機関と情報共有し、今後の対応について共通認識を持つ会議をします。	健康づくり推進課
	DV の相談があった場合、県や市の相談窓口の紹介や関係各所と連携して対応します。 毎年、民生委員、児童委員に対して、児童虐待の相談窓口を周知し、早期発見や通報などを働きかけます。	子育て支援課
	市民課、地域包括支援センター、権利擁護センターなどと連携し、相談しやすい支援体制を充実します。	いきいき長寿課
	各関係機関と連携し、協力体制を充実します。	福祉課
	関係機関及び関係部署の協議会、支援検討委員会、実務者会議などで実態を把握し、連携して対応します。	トータルサポートセンター
	ケース会議により、協力体制を充実します。 関係機関と定期的にケース会議を実施します。	総務学務課

④　被害者の安全確保と自立支援

施策項目	具体的な施策	担当課
被害者の安全な保護・支援体制の整備	被害者が安全に一時避難し、安心して生活できるよう関係機関と連携し、対応します。	市民課
	被害者の安全確保のため、関係機関と連携して対応します。	いきいき長寿課
	関係機関と連携し、協力体制を充実します。	福祉課
	保護や支援を必要とするケースがあれば関係機関と協力して対応します。	健康づくり推進課
	DV の相談があった場合、県や市の相談窓口を紹介します。対応時には、DV 関係機関に連絡し、安全に一時避難所に避難できるよう連携します。	子育て支援課
	医療・福祉・介護関係施設など関係機関及び関係部署と連携し、支援します。	トータルサポートセンター
住居の確保に向け関係機関との連携	市営住宅入居希望者への優先・優遇措置を図ります。	建設課
経済的自立に向けた支援	**ジョブスポットせとうち**※において、ハローワークと連携し、就業情報を提供します。	福祉課
被害者などに関する個人情報保護	関係機関と連携し、対応します。 支援措置の申し出があれば、住民票の写しなどの取得を制限します。	市民課
	関係課、機関、学校園と密に情報を共有します。	総務学務課
	必要な対策を行うために人権啓発室と連携します。	子育て支援課

※**ジョブスポットせとうち**：就職支援の一環として市とハローワーク西大寺が共同で市役所本庁に開設している職業相談窓口

⑤　関係機関との連携強化と民間団体などとの協働

施策項目	具体的な施策	担当課
関係機関との連携強化と民間団体などとの協働	DV に関する相談があった場合、関係機関と連携します。 毎月の実務者会議や個別のケースに応じ、児童相談所と連携しながら児童虐待の防止に取り組み、見守ります。	子育て支援課
	関係機関相互で情報を共有します。	各課

⑥　若年層への予防啓発、デートＤＶ対策の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
市民への意識啓発	若年者へむけた「デート DV」について啓発します。 相談があった場合、県や市の相談窓口を紹介し、関係各所と連携します。	市民課
	成人式で新成人にリーフレットを配布して啓発します。	社会教育課

重点目標５　情報化社会における男女の人権尊重

私たちが普段何気なく見かける広告や映像などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（**アンコンシャスバイアス**※1）につながる表現が含まれていることがあります。

教育の現場や**メディア**※2などにおいて人権、男女平等に配慮した表現を推進します。

また、情報通信技術の進歩により、ツイッターやラインなどのSNSが普及し、生活の利便性が向上した一方で、それらが悪用され、**情報リテラシー**※3不足により青少年が巻き込まれる深刻な事件の発生や、SNSによる人権侵害で自殺するケースもあり、これらの情報化社会に伴う課題へ対応します。

※1**アンコンシャスバイアス**：自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。

※2**メディア**：手段、方法、媒体、具体的には新聞・ラジオ・テレビなどのマスメディアやインターネットなどの情報媒体

※3**情報リテラシー**：自らが望む情報を得るために、情報が流通する媒体（メディア）からの情報をただ受け取るのではなく、主体的に読み解き、使いこなす能力

①　女性の人権を尊重した表現の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進	男女共同参画週間及び、県の男女共同参画推進月間に合わせて、広報紙やホームページに記事を掲載します。	市民課
	広報紙、ホームページなどで記事を掲載する際には、男女共同参画の視点を踏まえた内容となるように留意します。	秘書広報課
市広報紙などへの掲載広告に関する表現の配慮の推進	広報紙などに性差別助長につながるような表現を使用しないように配慮します。	秘書広報課
	市の刊行物や資料を作成する際には、配慮した表現になるよう心がけます。	こども政策課
	作成する印刷物などについて、性差別の助長につながる表現がないように留意します。	図書館

②　メディアにおける人権の尊重（高度情報化社会への対応）

施策項目	具体的な施策	担当課
情報リテラシーの推進	市民を対象に、インターネットやSNSでの人権問題について啓発します。	市民課
	職員を対象にした個人情報保護やセキュリティに関する研修を実施します。	契約管財課
	情報端末の利活用について学校教育の中で推進します。	総務学務課

③　情報化社会への対応

施策項目	具体的な施策	担当課
青少年の健全育成の推進	教職員や保護者の男女共同参画意識を高め、青少年健全育成を推進します。	社会教育課
	情報端末の利活用について学校教育の中で推進します。	総務学務課
青少年の情報リテラシーの推進	各学校で、授業の一環として青少年の情報リテラシーを推進します。	総務学務課
性に起因する人権侵害や犯罪の防止の推進	１１月の「女性の人権ホットライン強化週間」に関して、広報紙とホームページに掲載します。 性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、啓発します。	市民課

重点目標６　生涯を通じた心と体の健康支援

男女がお互いを尊重し、一人ひとりの身体的性差に関して正しい知識を持ち、健康に過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

特に女性は、妊娠や出産などにおいて、男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに、男女とも留意する必要があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に基づく、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識の啓発が必要です。

市民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心と体の健康に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージや性差に応じた主体的な健康づくりを支援します。

①　性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発など

施策項目	具体的な施策	担当課
エイズや HIV 感染症に関する正しい知識の普及・啓発	ホームページ、広報紙、回覧板などで市民に周知します。	健康づくり推進課
	各学校の授業の一環として保健体育、保健指導などで実施します。	総務学務課
不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援	特定不妊治療支援事業により、経済的支援を行い、不妊症などの相談に対応します。	健康づくり推進課
性感染症の検査及び性感染症予防知識の普及・啓発	ホームページ、広報紙、回覧板などで市民に周知します。 リーフレットなどを愛育委員へ配布し、ゆめトピア長船、公民館ほか公共施設へ設置します。	健康づくり推進課
	各学校の授業の一環として保健体育、保健指導などで実施します。	総務学務課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	妊娠届出窓口を健康づくり推進課のみとし、妊婦と保健師がもれなく面接できる体制としています。 面接では、妊娠中の過ごし方や出産に向けた準備など、必要な知識を提供したり、「パパママ準備教室」など、妊娠期から親同士の仲間づくりを意識した事業を実施します。	健康づくり推進課
小・中学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	市内中学２年生を対象に「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施し、赤ちゃんとのふれあいを通して生命のすばらしさと生命誕生の喜びを感じる場とします。	健康づくり推進課
	保健（小学校）、保健体育（中学校）、家庭科において実施します。	総務学務課

②　生涯を通じた健康支援

施策項目	具体的な施策	担当課
乳がん、子宮頸がんについて正しい知識の普及・啓発	誰もが健康診査を受診しやすい体制を整備します。	国保年金医療給付課
	がん検診受診勧奨リーフレットを広報紙へ折り込み、受診を勧奨します。 子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン対象者へは、クーポン券発送時にがん検診の必要性を伝えるリーフレットを同封し、受診を勧奨します。 子宮頸がん・乳がん検診集団検診会場で、自己検診を啓発します。 ９月のがん征圧月間に併せて広報紙で自己検診を啓発します。 保育園・こども園・幼稚園の保護者に対し、子宮頸がん検診の受診を勧奨し、乳がんの自己検診法のチラシを配布します。	健康づくり推進課
女性の心と身体に対する相談支援の実施	気軽に健康相談などができる体制を充実し、生活習慣の改善や市民の健康づくりを支援します。	国保年金医療給付課
	相談受付時には、臨床心理士、保健師が随時対応します。 必要に応じて「こころの健康相談」や「精神保健福祉相談」などの相談窓口を紹介します。	健康づくり推進課
	来院患者への声掛けを行い、相談しやすい雰囲気をつくります。婦人科健診の結果などから必要な方には相談や治療へつなげます。	市民病院
健康診査実施体制の充実と受診勧奨	健康診査を充実するとともに、国民健康保険による人間ドックなども含めた健康診査の受診を勧奨し、市民の健康管理を推進します。多様化する労働形態に配慮し、誰もが受診しやすい体制を整備します。	国保年金医療給付課
	仕事などの都合で受診できない市民に対し、瀬戸内市内や岡山市内の医療機関に委託して個別検診を実施します。 集団検診では、ナイター検診や休日検診、国保総合健診・がん総合検診などを実施し、受診機会の拡大や複数の検診を同日受診できる検診体制を作ります。	健康づくり推進課
	患者・職員など誰でも利用できる意見箱を院内に複数設置します。また、年に１回患者満足度アンケート調査を行います。 院内委員会でアンケート結果は分析、検討し、職員に周知します。併せて院内談話室と待合室に掲示します。	市民病院

基本目標Ⅲ　男女がともに参画し活躍する社会づくり

重点目標７　政策・方針決定の過程への女性の参画の促進
〈女性活躍推進計画〉

あらゆる分野における、政策・方針決定への女性の参画は重要です。

政策・方針決定過程に対してさらに女性の活躍が進むことは、さまざまな価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会などの委員への積極的な女性の登用を進めます。

また、企業や地域の市民団体などに対して、女性の参画意識を高めるための情報を提供し、啓発します。

さらに、農業・漁業、自営業などの分野において女性が果たす役割が十分に認識・評価され、経営や事業運営の方針決定過程への参画が図られるよう、関係機関と連携します。

①　審議会や市職員などにおける女性の登用促進

施策項目	具体的な施策	担当課
各種審議会における女性の参画促進	各種審議会などの女性の参画状況について公表します。	市民課
	各種審議会などの委員に性別の偏りがないように配慮します。 審議会では十分な審議が確保されるよう、必要に応じて委員の選出方法を見直します。	各課
女性職員の登用促進、職域の拡大など	性別を問わず能力や経験などに基づいて職員を登用します。	総務課
男女共同参画の視点を持った人材育成	女性の参画のために必要な学習機会と情報の提供を行い、男女共同参画の視点を持った人材を育成します。	各課

②　企業・地域団体などにおける女性の参画促進

施策項目	具体的な施策	担当課
ポジティブアクション※の推進	市民にポジティブアクションの内容、取組事例などについて情報を提供します。	市民課
	労働環境の改善に関する資料を収集し、提供します。	図書館

※**ポジティブアクション**：積極的改善措置。様々な分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいう。

③　農業・漁業と自営業における男女共同参画の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
農業・漁業、自営業従事者への意識啓発	農業・漁業従事者、自営業者に対して就労環境の改善に向け啓発します。	市民課
	農業従事者などが集まる会議などの場に女性が積極的に参加できるよう配慮し、意見交換を通して就労状況の把握・就労環境改善に向けた取組について考える機会を提供します。	産業振興課
家族経営協定※の推進	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及を促進します。	産業振興課
農業・漁業、自営業における男女共同参画の意識啓発	農業・漁業、自営業において女性が主体的に方針決定の場に関われるよう啓発します。	市民課
	農業団体などが集まる会議などの場で、意見交換を通して女性の経営参画について状況を把握し、女性が主体的に経営に関われるような体制をつくります。	産業振興課
女性の技術・経営能力向上のための支援	加工販売施設などで生産活動する女性グループを支援します。	産業振興課

※**家族経営協定**：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの

重点目標８　雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保
〈女性活躍推進計画〉

すべての人がその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取組や多様な働き方を可能とする環境づくりは重要です。

雇用機会における平等の促進、就業環境の改善、女性の就労のために支援します。

①　男女の均等な機会と待遇の確保の促進

施策項目	具体的な施策	担当課
各種労働関係法などの雇用者・被雇用者双方への啓発	特定事業主行動計画を基に、女性活躍推進法の趣旨や内容をホームページへ掲載するなどして周知します。	総務課
	男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	市民課
	労働関係の各種法律について、ポスター掲示、チラシの配布などにより、趣旨や内容を周知します。	産業振興課
職場における性別役割分担意識解消への啓発	職場における性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる機会や手段を活用して啓発します。	総務課
職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発	担当職員を対象としたハラスメント相談窓口研修を行います。	総務課
	職場でのハラスメント防止のパンフレットなどを窓口に設置し、情報を提供します。	市民課
	各種ハラスメントに関する情報を収集します。	産業振興課
	女性消防吏員活躍推進に関する研修会に参加します。	消防本部
	男女ともに働きやすいように職場環境を整備します。	図書館

②　女性が働き続けることができる環境づくり

施策項目	具体的な施策	担当課
女性の就労に関する情報提供	企業の女性活躍に向けた環境づくりや、働く女性について掲載したパンフレットなどを窓口に設置し、情報を提供します。	市民課
	ジョブスポットせとうちにおいて、健康状態や家庭の状況を踏まえ、継続的な就労が可能と思われる求人情報を提供します。	福祉課
	関係機関から届いたポスターやチラシを掲示し、設置します。	公民館
	女性の就労に関する資料を収集し、提供します。	図書館
保育需要に応じた保育所の整備などの推進	利用ニーズを踏まえ、遊休施設の活用や、こども園化、民間誘致などを含めた施設整備のあり方を検討します。	こども政策課

重点目標９　女性のチャレンジ支援〈女性活躍推進計画〉

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、行動していくことが必要です。ジェンダー・ギャップ指数を他国と比較すると、日本は「教育」・「健康」分野は高い水準にあるのに比べて、「政治」や「経済」分野への女性の参画が進んでいません。能力と意欲のある女性の社会参画を一層推進する必要があります。

職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への情報提供などに取り組むとともに、起業についての情報提供、専門知識の習得などについて支援します。

また、多様な働き方の情報提供及び離職した女性に対する就職も支援します。

①　職業能力開発と能力発揮の支援充実

施策項目	具体的な施策	担当課
再就職への支援	女性の再就職の支援としてジョブスポットせとうちなどを案内します。	市民課
	女性のための就職支援イベント、相談会などについて、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課
	ジョブスポットせとうちにおいて、子育て中の女性の再就職を支援します。	福祉課
	ひとり親の就労に向けた支援制度の案内や、女性のための就活支援のイベントチラシを保育園やこども園で配布します。	子育て支援課
女性の職業能力開発のための支援	女性の職業能力を高めるための学習機会や情報を提供します。	市民課
	パンフレットなどで職業訓練施設や資格取得のための講座について情報を提供します。	福祉課
	児童扶養手当の受給者などひとり親を対象に就労支援制度やハローワークの職業訓練制度の相談窓口を案内します。	子育て支援課
起業の支援	市民を対象に商工会などが実施する起業セミナーなどの情報を提供します。	市民課
	創業塾などの創業支援事業計画を実施します。	産業振興課
多様な働き方の啓発及び支援	職員を対象に時差出勤を実施します。	総務課
	市民を対象に多様な働き方について啓発します。	市民課
	多様な働き方を提示し、働き方の見直しに向けて、情報を提供します。	産業振興課

②　ライフイベントなどにより離職した女性への就職支援

施策項目	具体的な施策	担当課
再就職への支援	ジョブスポットせとうちにおいて、個々の必要に応じて女性の再就職を支援します。	福祉課
	女性の再就職の支援としてジョブスポットせとうちなどを案内します。	市民課
	女性のための就職支援イベント、相談会などについて、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課

重点目標10　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現〈女性活躍推進計画〉

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働くことを希望するすべての人が仕事と子育て・介護などの生活を両立して、働き続け、能力を発揮することにつながります。

長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず、働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進し、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護のサービスなどの充実に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化した働き方に合わせて、ワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるように、施策の充実を図ります。

①　仕事と家庭・地域生活の調和のとれた生き方の両立支援

施策項目	具体的な施策	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	職員にワーク・ライフ・バランスに関する事例や施策などの情報を提供します。	総務課
	職員にワーク・ライフ・バランスの重要性を認識し、推進できるよう課内で、業務負担に偏りがでないよう業務分担を見直します。	各課
仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発など	職員にワーク・ライフ・バランスに関する事例や施策などの情報を提供します。	総務課
	仕事と生活の調和の実現について、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課
	仕事と生活の調和の実現に向けて、関連するパンフレットなどを窓口に設置します。	市民課
	ワーク・ライフ・バランスに関する資料を収集し、提供します。	図書館
事業主に対する意識啓発	事業主へワーク・ライフ・バランスの重要性に関する情報を提供します。	市民課
	ワーク・ライフ・バランスの情報を提供します。	産業振興課
	事業主に向けた、働き方改革などに関する資料を収集し、提供します。	図書館
市の男性職員などの子育て参加促進	対象職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を促進します。	総務課
	対象職員の育児休業や配偶者出産休暇、育児参加休暇取得を勧奨します。	市民課
	職員向け図書だよりで、父親の子育てに関する資料を紹介します。	図書館
市の職員などへの周知啓発と普及推進	職員の有給休暇や夏季休暇の取得促進のため、呼びかけをし、周知します。	総務課
	業務分担の見直しを行うなど、残業が減少するよう積極的に職場改善に取り組みます。	市民課
	職員向け図書だよりで、ワーク・ライフ・バランスに関する資料を紹介します。	図書館
	課内の業務内容を整理することにより、残業を減らし、休暇をとりやすい体制をつくります。	各課

②　多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

施策項目	具体的な施策	担当課
多様な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、環境づくり、仕組みづくりを進めます。	こども政策課
	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時保育・延長保育・学童保育など、多様な保育ニーズに対応した保育サービスを行います。	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	個別相談や児童扶養手当現況届の面談時に、母子父子自立支援員などがひとり親家庭の状況やニーズを聞き取り、それぞれの家庭状況に応じてきめ細かに支援します。	子育て支援課
	ひとり親家庭に関する資料を収集し、提供します。関係機関のポスターやチラシを掲示します。	図書館

③　育児・介護休業制度についての広報と情報提供

施策項目	具体的な施策	担当課
事業主に対する育児・介護休業制度の周知・啓発など	事業主として職員に対し育児･介護休業制度について周知し、育児・介護休暇取得を促進します。	総務課
	事業主に対して育児･介護休業制度を周知し、啓発します。	市民課
	事業主に対して必要に応じて制度の趣旨や内容について啓発します。	福祉課
	事業主に向けた、育児･介護休業支援に関する資料を収集し、提供します。	図書館
育児・介護サービスの利用促進	育児･介護に関する相談を受けたら、ニーズに合わせて適切な関係部署につなぎます。	市民課
	広報紙やホームページの子育て応援サイトなどを活用して周知します。	こども政策課
	広報紙やホームページなどを活用して、制度や保育サービスについて周知します。	子育て支援課
	広報紙やホームページなどを活用して、高齢者のサービスについて周知します。	いきいき長寿課
	広報紙やホームページ「ケアネットせとうち」、年３回発行する「ケアネットせとうち通信」などを活用して、地域の介護サービスや相談窓口を周知します。	トータルサポートセンター
	各子育て支援センター通信を配布します。	図書館
男性の育児・介護休業取得に向けた意識啓発	育児・介護休業に関する「せとうちゼミナール」を実施します。	市民課
	男性の育児･介護休業取得の推進について、広報紙へ記事を掲載します。	秘書広報課
	広報紙やホームページなどを活用し、制度を周知します。	こども政策課
	男性の育児の情報･講座などを収集し、チラシなどを活用して啓発します。	社会教育課
	関係機関から届いたポスターやチラシを掲示し、設置します。	公民館
	男性の育児休業や介護休業支援に関する資料を収集し、提供します。	図書館

重点目標11　家庭や地域社会における男女共同参画の促進

少子・高齢化、人口減少が進行する中、地域では男女に関わらず一人ひとりが互いに支えあっていく地域づくりが重大な課題になっています。

地域活動において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、啓発や情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や防災活動、社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

①　家庭や地域社会における男女の協力

施策項目	具体的な施策	担当課
家庭や地域社会における男女共同参画の推進	家庭や地域社会における男女共同参画の推進に関する「せとうちゼミナール」を実施します。	市民課
	こどもひろばにおいて、男女共同参画意識を高める学習機会や情報を提供します。	こども政策課
	ポスター・チラシなどを活用して、家庭や地域における男女共同参画に関して啓発します。	社会教育課
	チラシやポスターなどで、地域で行われる各種講座、学習会や子育て講座など、男女共同参画意識を高める学習機会や情報を提供します。	公民館
	人権啓発室と連携し、男女共同参画に関する展示をします。また、関連する資料を収集し、提供します。	図書館
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	地域での防災訓練の支援や防災出前講座を行い、災害発生時にも男女が協力し合える家庭や地域づくりを推進します。	危機管理課
	市民の防災力向上のため、市の総合防災訓練、福祉施設防火訓練、文化財防火訓練などに地域の婦人消防隊や自主防災組織に参加を呼びかけ、訓練を実施します。 女性の消防団員募集を広報紙などで呼びかけます。	消防本部

②　男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進

施策項目	具体的な施策	担当課
地域活動での男女共同参画の意識啓発	研修などで得た情報を関係課へ提供します。	市民課
	市民にボランティア活動・ＮＰＯ※活動など社会活動、防災活動などへの積極的参加を促すための情報や活動機会を提供します。また、市主催の研修会や防災出前講座などで情報を提供します。	危機管理課
	地域住民や市民活動団体が自主的、自発的に行う公益性の高い活動を支援し、活動の機会を提供します。 市民活動団体が集まる場を利用して、男女共同参画について啓発や情報を提供します。	企画振興課
	こどもひろばにおいて、ボランティア活動・ＮＰＯ活動など社会活動、防災活動などへの積極的参加を促すための情報や活動の機会を提供します。	こども政策課
	募金活動や防火夜回りなどを少年団の親子で実施し、地域ネットワークづくりを推進します。 地域活動においては、誰もが参加し、性別にとらわれない役割分担を促進します。	社会教育課
	高齢者学級や地域活動において、誰もが参加し、性別にとらわれない役割分担を促進します。	公民館
	図書館活動に関する各団体に、性別にとらわれない役割分担や活動の取組を促します。	図書館
高齢者・障がいのある人の自立支援と地域活動への参加促進	育児経験者や退職者などが持つ経験を活用し、高齢者の力を生かす機会と場を充実します。 障がいのある職員の積極的な採用活動を行い、活躍ができる職場環境などの体制を整備します。	総務課
	地域住民同士の交流や地域活動への参加を促すための取組を推進します。	いきいき長寿課
	地域自立支援協議会を開催し、障がいのある人の地域活動への参加促進について協議します。	福祉課
	子どもを中心に、多世代が集う地域交流の場となるこどもひろばを開催します。	こども政策課

※ＮＰＯ：Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略称。営利を目的とせず、社会的使命の達成を目的としている。（主に、文化や芸術、福祉、スポーツ、まちづくりなどをはじめとする分野で活動する組織である）

③　子育て・介護環境の整備・充実

施策項目	具体的な施策	担当課
子育て支援のための環境整備の促進	相談者が必要としている支援が行き届くように担当課や関係機関につなぎます。	市民課
	子育て支援のための環境整備による、多世代との交流や子育て支援の情報提供の場を拡充します。	こども政策課
	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座や情報、交流の場を提供します。 また、すくすくチャイルドチケットの対象品の充実を検討します。	子育て支援課
	「親育ち応援学習プログラム」のファシリテータースキルアップ講座などを開催し、子育て世代を支援します。 家庭教育学級で同プログラムを導入し、保護者の子育てに対する気づきや保護者同士の交流を深めます。	社会教育課
	学習、相談、指導、交流、情報提供の場を拡充します。	公民館
	ブックスタート事業※で子育て支援関連の資料を提供し、保護者と交流します。	図書館
子育てサークルの活動支援	地域子育て支援センターにおいて、子育てサークル・親子クラブなどの活動・仲間づくりを支援します。	子育て支援課
	親子クラブの合同研修会を実施し、対象となる保護者へ、活動について周知します。	健康づくり推進課
	０歳児から未就園児とその保護者の集まり「うさぎの学校」を実施します。	公民館
	子育て支援に関する本棚を設置し、各種資料を提供します。	図書館
介護者支援の充実	相談者が必要としている支援が行き届くように担当課や関係機関につなぎます。	市民課
	認知症介護家族の交流会や認知症カフェを定期開催し、介護者を支える体制を充実します。	いきいき長寿課
	地域生活支援センターと連携し、障害のある人の家族を支援します。	福祉課
	地域ふれあいサロンや出前講座、民生委員児童委員協議会、もの忘れ相談会において、いきいき長寿課、地域包括支援センター、市民病院など関係機関・部署と連携して、在宅医療・介護について啓発します。	トータルサポートセンター
	関係機関から届いたポスターやチラシを掲示し、設置します。	公民館
	「認知症の方にやさしい本棚」を充実、高齢者福祉に関する資料を提供します。	図書館

※ブックスタート事業：支援センターにて、４、５か月検診に参加する赤ちゃんと保護者に絵本を提供する事業

④　防災・復興における男女共同参画の推進

施策項目	具体的な施策	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の推進	災害に備え、平常時から男女共同参画の視点の必要性などについて啓発します。	市民課
	地域での防災訓練の支援や防災出前講座を行います。講座では、防災活動時の男女の役割や訓練参加の意義を啓発します。 避難所の設置について、男女のニーズの違いや、障がいのある人、性的少数者（ＬＧＢＴ※）など災害時に困難に直面する人々に配慮し、すべての人が快適に過ごせるように努めます。	危機管理課
	地域の婦人消防隊や自主防災組織に訓練、研修会の参加を呼びかけます。 女性の消防団員募集を広報紙などで呼びかけます。	消防本部

※ＬＧＢＴ：性的少数者を表す言葉のひとつ。「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイ・セクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）

重点目標12　生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がいのある人、性的少数者、ひとり親などは、それぞれがおかれてきた状況や性差に関する偏見などを背景に、差別や困窮などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

これら生活上の困難を抱える人たちが、社会を支える重要な一員として、安心して暮らせるために、問題・課題の解決に向けて、相談できる支援体制を構築します。

①　貧困など生活上の困難に直面する人への支援

施策項目	具体的な施策	担当課
貧困など生活上の困難に直面する人への相談支援	生活困窮の相談があった場合、県や市の相談窓口を紹介し、関係各所と連携して対応します。	福祉課
ひとり親家庭などへの自立支援	ひとり親家庭への医療費を助成します。	国保年金医療給付課
	ひとり親家庭の父母のキャリアアップのための給付金や、放課後児童クラブ利用料減免などにより、経済的自立を図るための就労に向けた支援をします。	子育て支援課

②　高齢者、障がいのある人、性的少数者などが安心して暮らせる環境づくり

施策項目	具体的な施策	担当課
性的少数者が安心して暮らせる環境の整備	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を検討します。	市民課
高齢者、障がいのある人などへの相談支援	こころや身体に障がいのある人に医療費を助成します。	国保年金医療給付課
	障がいのある人から相談があった場合、県や市の相談窓口を紹介し、関係各所と連携して対応します。	福祉課
	高齢者から相談があった場合、県や市の相談窓口を紹介し、関係各所と連携して対応します。	いきいき長寿課

第5章 計画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民、事業者、行政・学校や関連機関などが連携していくことが必要です。本計画の推進を着実なものにするには、市民一人ひとりや事業所などがその意義を十分に理解し、自らのこととして取り組むことが重要です。

また、この計画は、「瀬戸内市ＤＶ防止基本計画」及び「瀬戸内市女性活躍推進計画」を包摂していることから、各々の計画の趣旨も踏まえた進捗を管理します。

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。すべての組織、職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

部長級職員で構成する庁内推進組織「瀬戸内市男女共同参画推進本部」を中心に関係部課相互の緊密な連携により、効果的な施策の展開を促進します。また、本計画の実効性を確保するために、計画の進捗状況を定期的に確認します。

2 市民参画による推進

本計画を効果的に推進するため、必要に応じてアンケートやヒアリングなどの実態調査などを実施して、より多くの市民の声を取り入れます。また、瀬戸内市男女共同参画推進審議会の意見を十分に反映させ、計画を推進します。

市民による市民のための男女共同参画社会を目指して、活動している市民団体などと連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

３　事業者・企業の役割

事業者・企業は、男女共同参画の視点を持ちその事業活動を行い、市が実施する施策に協力しましょう。

また、男女が家庭生活やその他の活動を両立して行うことができる職場環境と体制を整備し、地域における活動の中で対等に参画する機会を確保できるよう努めましょう。

４　計画の進行管理

庁内の各担当課が実施する施策の推進状況を毎年とりまとめ、進捗状況について把握し、計画を着実に遂行します。また、瀬戸内市男女共同参画推進審議会・瀬戸内市男女共同参画推進本部に報告し、計画期間中の社会情勢の変化に対応するよう新たな施策についてもできる限り補足します。

５　関係機関との連携

本市の男女共同参画の取組は、世界の動きや国、県の動きと連携しながら進めてきました。今後も本計画を進めるうえで、国、県及びその他関係機関に対して、必要な働きかけを行っていきます。

特に、ＤＶに関する相談業務などは、県の女性相談所や警察などの関係機関と緊密な連携を図ります。

6 計画進捗状況の点検・評価

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCA サイクル」により進行管理をし、その結果を公表します。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉えて本計画の見直しを図り、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策を多角的・効率的に進めます。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

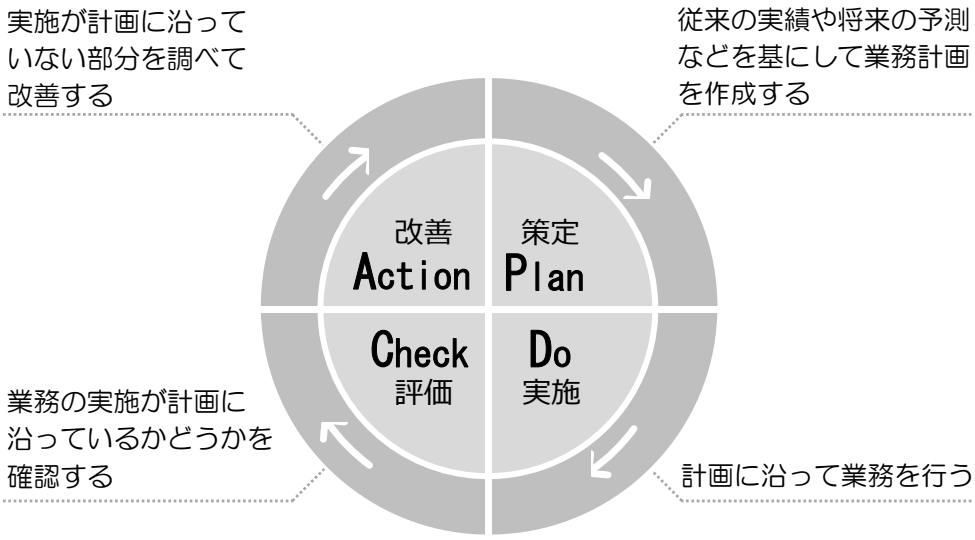

7 数値目標の設定

基本目標	重点目標	指標目標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
Ⅰ 男女共同参画についての理解・意識づくり	1 男女共同参画の意識啓発や学習の推進	慣習・しきたりで、男女が平等になっていると思う人の割合	42.6%（令和２年度市民まちづくり意識調査）	47.4%（総合計画の目標値）
		学校教育の場で、男女が平等になっていると思う人の割合	48.0%（令和３年度アンケート結果）	55.0%
	2 国際社会における男女共同参画推進への理解	国際問題や世界の多様な価値観・多様な文化について理解を深めるため、学校・園における教育の推進、講座等の開催、広報紙、情報誌を通じた啓発	2回/年（令和3年度）	5回以上/年
	3 男性にとっての男女共同参画の推進	男性の「家事・育児・介護等に対する意識改革」のための事業実施及び男性の「働き方」の見直しを促進するための講座の実施	6回/年（令和3年度）	12回以上/年
Ⅱ 男女の人権が尊重される社会づくり	4 あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進	ＤＶに関する相談窓口を知っている市民の割合	29.4%（令和3年度アンケート結果）	50.0%
	5 情報化社会における男女の人権尊重	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を捉え広報紙、ホームページなどさまざまな方法による広報・啓発活動	25回/年（令和3年度）	25回以上/年
	6 生涯を通じた心と体の健康支援	女性のがん検診 乳がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	マンモグラフィ検診 19.3%（令和2年度）	20.0%
		子宮頸がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	16.4%（令和2年度）	20.0%
Ⅲ 男女がともに参画し活躍する社会づくり	7 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進	各種審議会などにおける女性委員の占める割合	26.9%（R3.4.1）	35.0%（総合計画の目標値）
		市役所の管理職における女性比率（課長補佐以上）	28.7%（R3.4.1）	30.0%
		家族農業経営の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の戸数	17件（R4.1.7）	20件
	8 雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保	実質的な男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法、パートタイム労働法など関係法令を含めた制度・趣旨の徹底、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発	16回/年（令和3年度）	15回以上/年
	9 女性のチャレンジ支援	市役所の男性職員の育児休業取得率	18.2%（R3.12.31）	30.0%
	10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	「ワーク・ライフ・バランス」がとれていると思う市民の割合	17.6%（令和3年度アンケート結果）	20.0%
	11 家庭や地域社会における男女共同参画の促進	「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	女性 79.9% 男性 73.8%（令和3年度アンケート結果）	80.0%
		家庭の中で、男女が平等になっていると思う人の割合	29.8%（令和3年度アンケート結果）	40.0%
	12 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	「生活困窮者が自立できるまち」を実感している市民の割合	20.2%（令和２年度市民まちづくり意識調査）	38.0%（総合計画の目標値）

資料編

1　本市の状況

①　年齢３区分別人口

本市の総人口は、平成29年以降減少傾向にあり、令和３年で37,049人となっています。年齢３区分別人口では、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は、平成31年以降増加傾向にあります。

年齢３区分別人口の推移

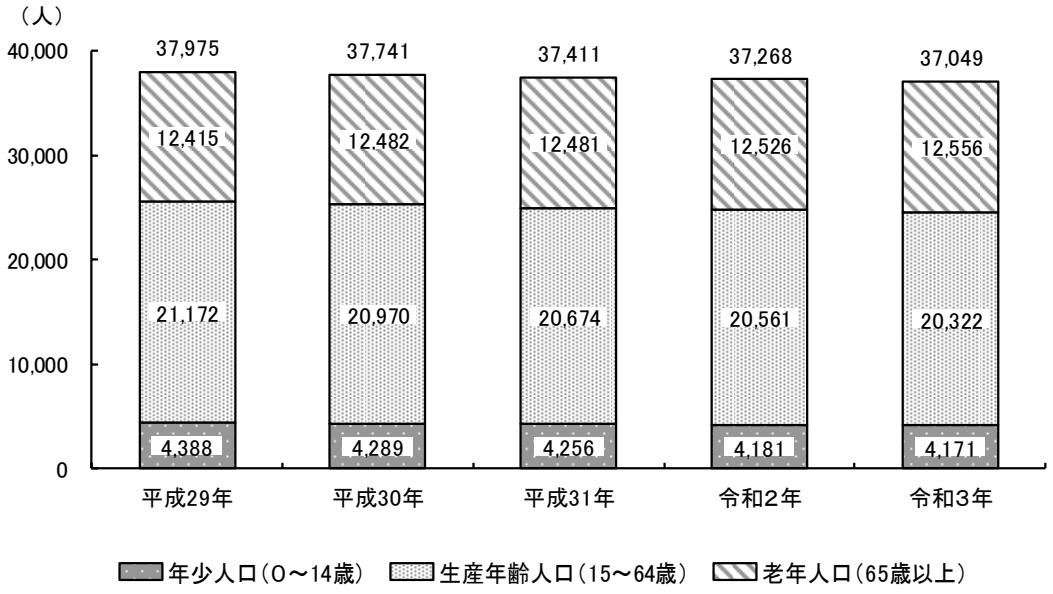

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

②　世帯の状況

本市の世帯の状況をみると、核家族世帯数は増加傾向にあり、平成27年で8,574世帯となっています。

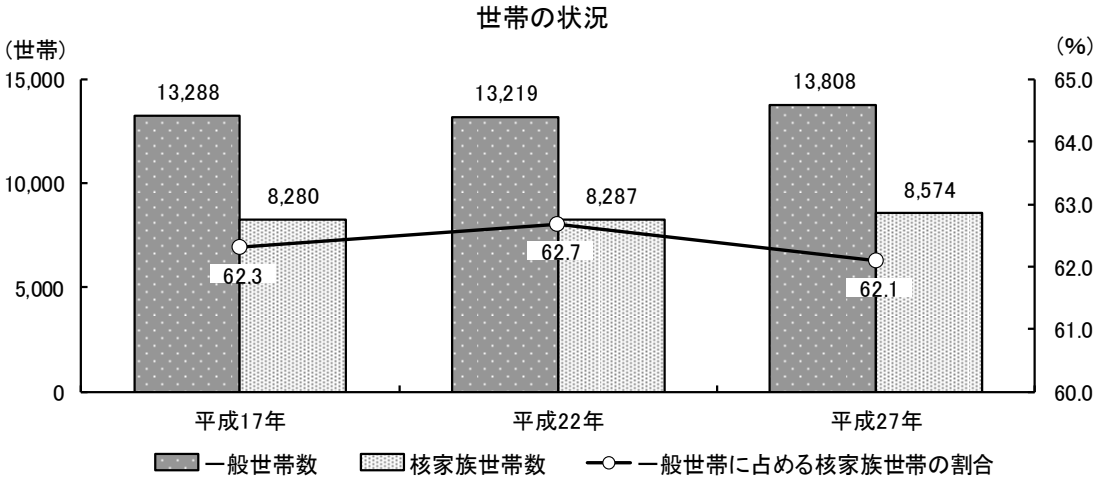

資料：国勢調査

③　女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期に当たる30～34歳にかけて一旦低下し、その後再び上昇するM字カーブを描いています。

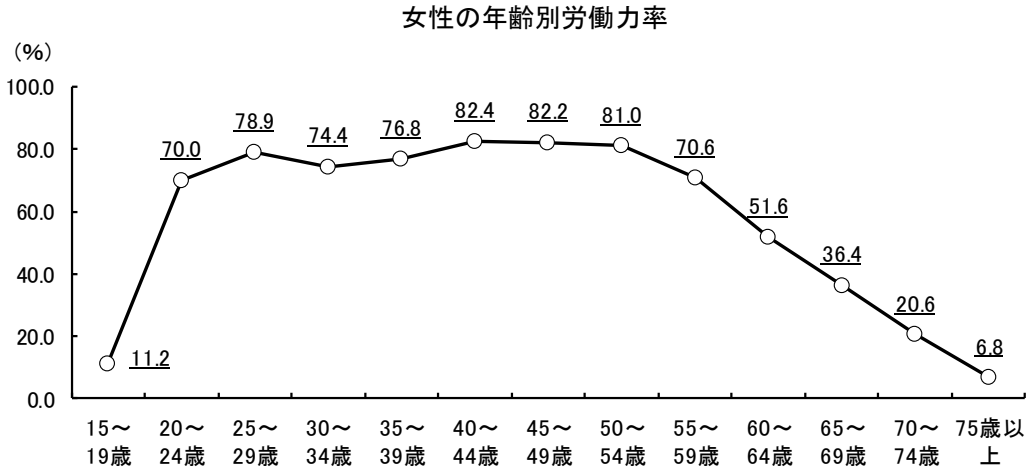

資料：労働力調査（平成 27 年）
労働力率は 15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

④　女性の年齢別就業率

本市の平成27年の女性の年齢別就業率の推移をみると、20歳から85歳以上の全ての年代において、平成22年よりも高くなっています。

女性の年齢別就業率の推移

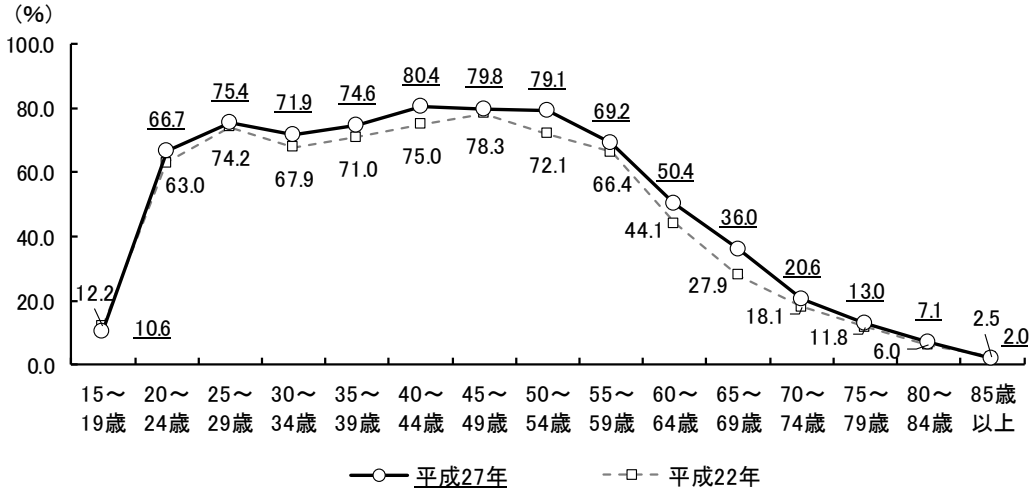

資料：国勢調査

⑤　女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の女性の年齢別就業率は、20歳から59歳にかけて、全国・岡山県よりも高くなっています。結婚・出産期に当たる30～34歳では一旦低下しているものの、全国・岡山県よりも高い71.9%となっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

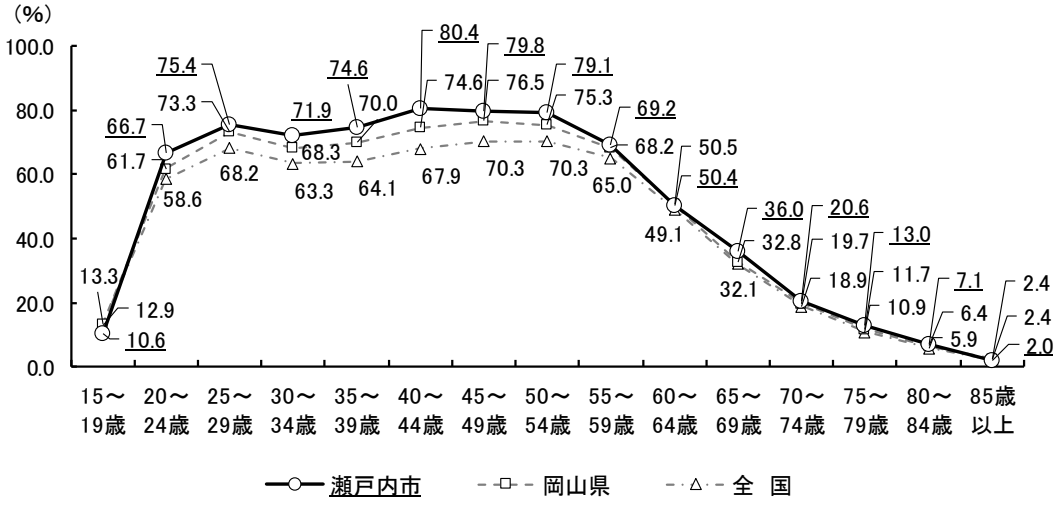

資料：国勢調査（平成 27 年）

⑥　女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の女性の年齢別就業率を既婚・未婚別にみると、15歳から49歳にかけては未婚の就業率が上回っています。また既婚では、育児が落ち着く35歳から54歳にかけて就業率が上昇しています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

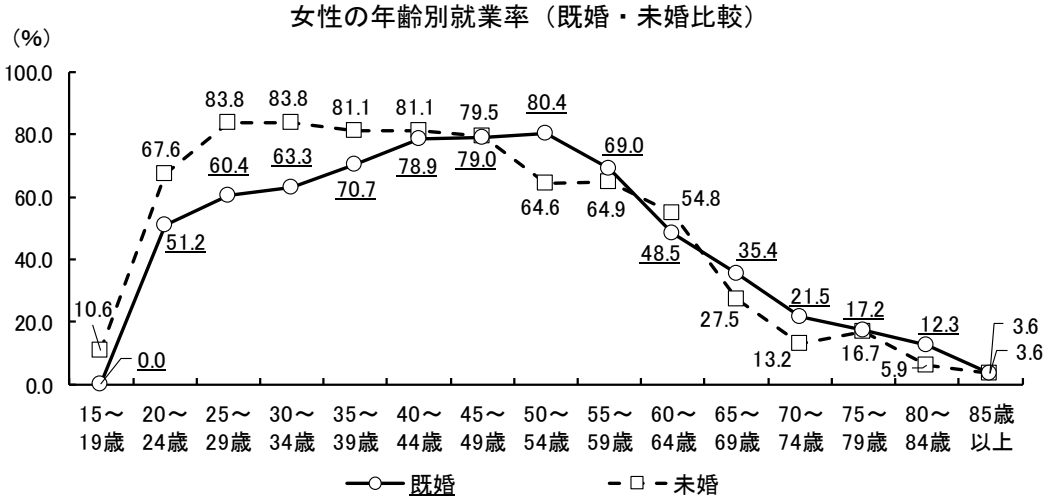

資料：国勢調査（平成 27 年）

⑦　男女別雇用形態の状況

単位：%

男性	瀬戸内市	岡山県	全国
正規の職員・従業員	60.0	63.2	62.2
労働者派遣事業所の派遣社員	2.5	1.6	2.0
パート・アルバイト・その他	10.7	11.0	11.8
女性	**瀬戸内市**	**岡山県**	**全国**
正規の職員・従業員	37.6	40.1	37.7
労働者派遣事業所の派遣社員	2.6	2.7	3.4
パート・アルバイト・その他	40.9	39.9	41.8

資料：国勢調査（平成 27 年）

⑧　配偶者等からの暴力（ＤＶ）相談の現状

岡山県の配偶者等からの暴力（ＤＶ）相談の件数は、平成28年以降増加傾向にあり、令和２年で3,696件となっています。

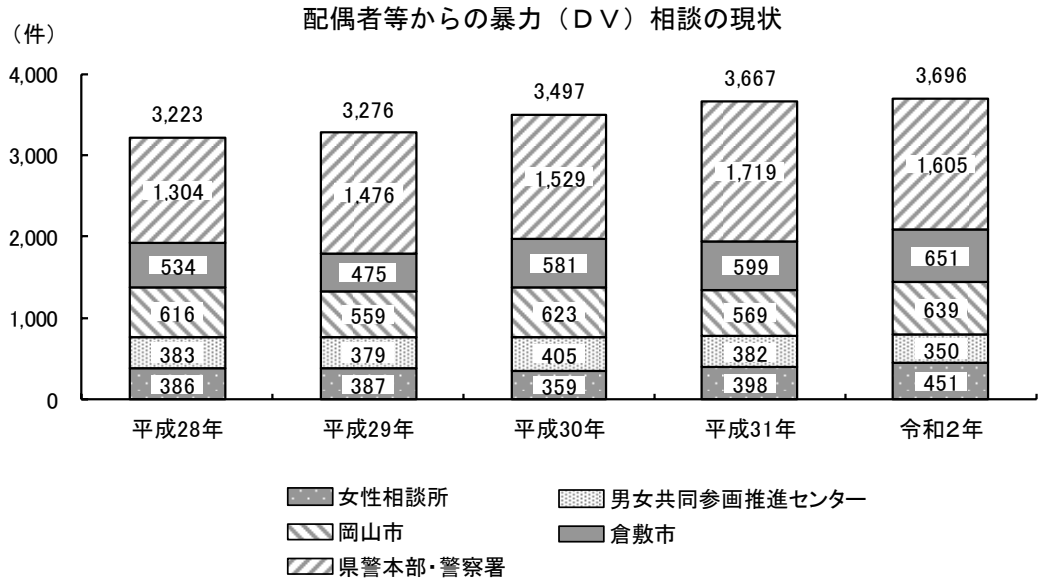

資料：（岡山県）男女共同参画青少年課調べ（各年度末現在）

⑨　ＤＶ相談件数と裁判所の保護命令件数（県）

岡山県のＤＶ相談件数は、平成28年以降増加傾向にあるのに対し、裁判所の保護命令件数は、増減を繰り返して推移しています。

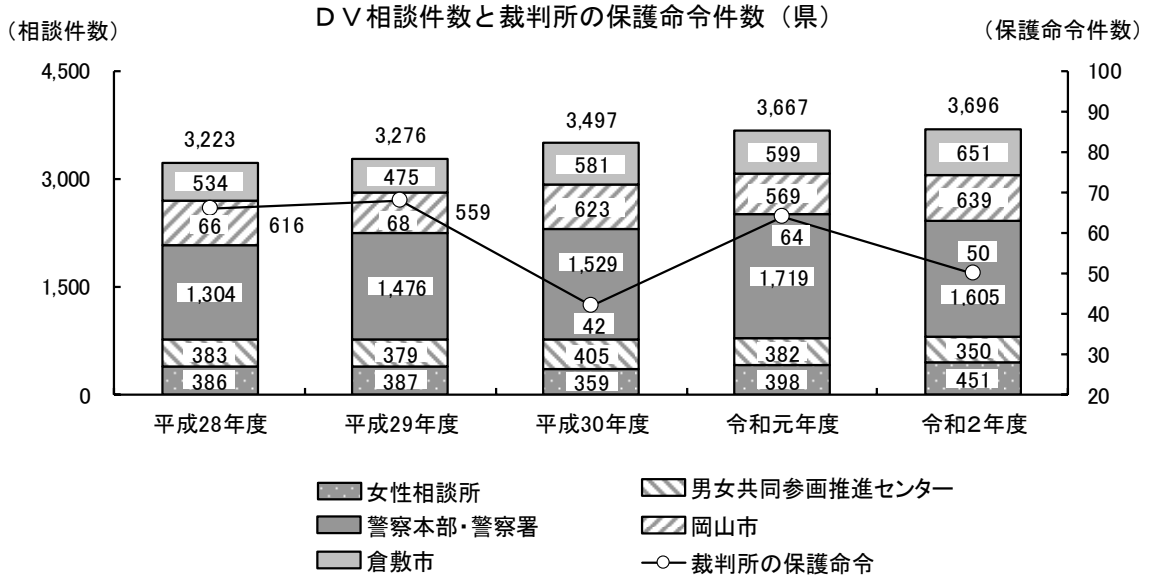

資料：男女共同参画青少年課、子ども未来課、子ども女性安全対策課調べ（各年度末現在）

⑩　女性の育児休業取得率

岡山県の女性の育児休業取得率は平成30年で85.7%となっており、平成27年から3.4ポイント低下しています。

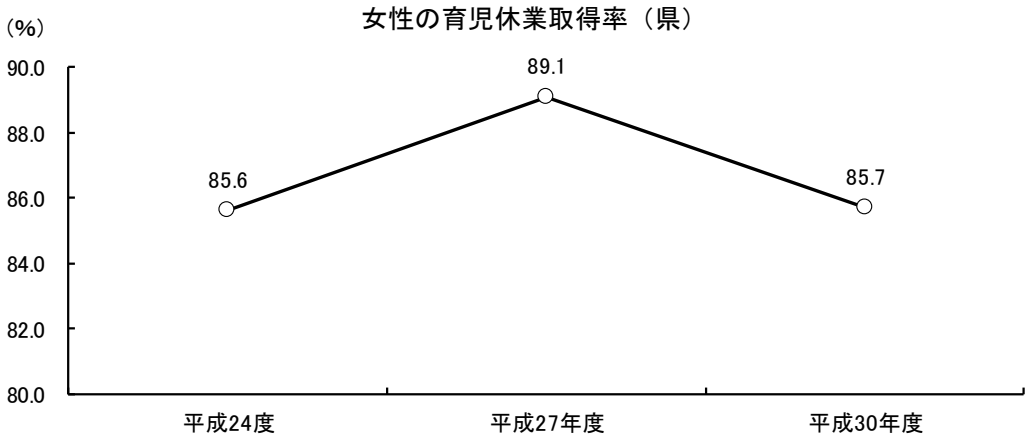

資料：平成 24 年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査（平成 24 年 10 月 1 日現在）
平成 27、30 年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査

⑪　男性の育児休業取得率

岡山県の男性の育児休業取得率は、平成27年に1.8%まで低下したものの、その後平成30年で5.4%となっています。

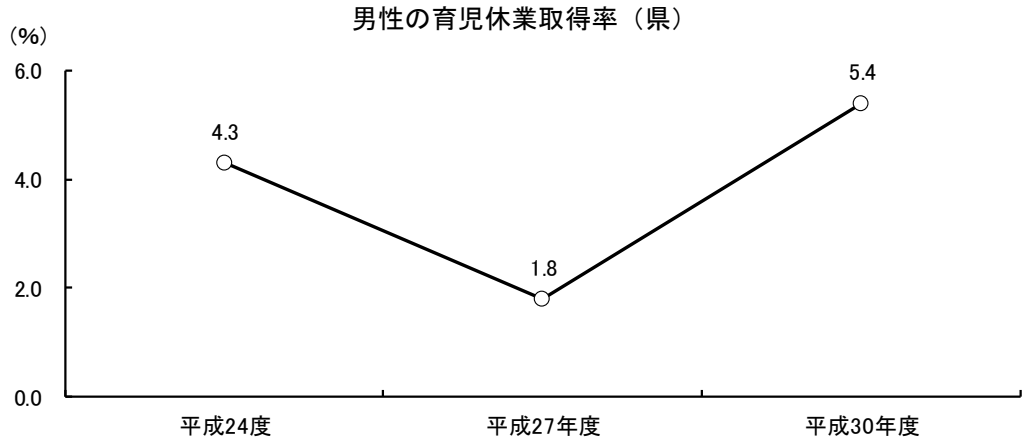

資料：平成 24 年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査（平成 24 年 10 月 1 日現在）
平成 27、30 年度：岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査

⑫　諸会議等における女性比率

項目	全数	うち女性	比率（%）
市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	253 人	68 人	26.9
市役所の女性管理職（課長以上）の割合	63 人	11 人	17.5
市役所の女性管理職（係長以上）の割合	195 人	66 人	33.8
小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	25 人	9 人	36.0
農業委員に占める女性の割合	11 人	3 人	27.3
防災委員に占める女性の割合	24 人	2 人	8.3

資料：瀬戸内市調べ（令和３年４月１日時点）

2　瀬戸内市男女共同参画推進条例

平成17年7月1日
条例第25号

瀬戸内市は、平成16年11月1日に合併により誕生し、これまではぐくまれてきた歴史や文化、伝統を受け継ぎながら、更なる飛躍と発展に向け、市民主体・行政支援型のまちづくりを始めました。

こうしたまちづくりを進めていく上では、男女の平等を基礎とし、市民一人一人が人権を尊重しあいながら、性別にかかわりなく自らの意思によって個性と能力を十分に発揮するとともに、責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要です。しかしながら、現実には、いまだに性別により固定的な役割分担意識を始め、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っており、男女が共に輝き、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。ここに、瀬戸内市は、市民と協働してこうした課題に積極的に取り組むために、この条例を制定します。

(目的)

第1条　この条例は、男女共同参画を推進するため基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　セクシャル・ハラスメント　性的な言動などに対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動などにより相手方の生活環境を害することをいう。

(3)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者等の関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、性的、経済的及び言語的な暴力をいう。

(4)　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

⑸　事業者　市内に事務所又は事業所を有する法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行わなければならない。

⑴　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

⑵　性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

⑶　男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

⑷　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の教育、家族の介護その他家庭生活における活動と地域、職場等における活動を両立して行うことができるようにすること。

⑸　男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

⑹　男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的協調の下に行われること。

⑺　市民一人一人が主体的に男女共同参画の推進に取り組むこと。

（市の責務）

第4条　市は、前条に定める男女共同参画の推進について基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2　市は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3　市は、国、県、市民及び事業者と相互に連携を図り協力して施策を推進するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、基本理念に基づき、男女が職域における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、男女が職域における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職域環境を整備すること等により、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

2　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の役割）

第7条　学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第8条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

（積極的改善措置）

第9条　市は、男女共同参画を推進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、市民、事業者及び市が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第10条　何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　性別を理由とする差別的取扱い

(2)　セクシャル・ハラスメント

(3)　ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女間におけるすべての暴力

（情報の適切な表示）

第11条　何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的な表現並びに性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現を行わないように配慮しなければならない。

（基本計画の策定）

第12条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。この場合において、あらかじめ瀬戸内市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

4　市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5　前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第13条　市は、施策を策定し、及び実施するため必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第14条　市は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。

(相談及び苦情の対応)

第15条　市民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、権利が侵害された場合の相談又は市の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を、市長に申し出ることができる。

2　市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第16条　市長は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずる。

(審議会)

第17条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瀬戸内市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　基本計画の策定及び変更に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項

3　審議会は、男女共同参画推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条　審議会は、委員10人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

（委員及び任期）

第19条　委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　事業者及び公共的団体が推薦する者

⑶　前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は再任されることができる。

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

3　瀬戸内市男女共同参画推進審議会規則

平成17年7月1日
規則第34号
改正　平成20年3月28日規則第25号
平成22年3月25日規則第11号
平成26年3月28日規則第14号
平成28年3月31日規則第24号
令和3年3月31日規則第19号

（趣旨）

第1条　この規則は、瀬戸内市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条　審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条　審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

（その他）

第5条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年3月28日規則第25号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月25日規則第11号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月28日規則第14号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月31日規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

４　令和３年度瀬戸内市男女共同参画推進審議会　委員名簿

（任期　令和３年９月１５日～令和４年９月１４日）

（敬称略）

	氏　名	役職名
1	小松　泰信	岡山大学　名誉教授 一般社団法人　長野県農協地域開発機構研究所　所長
2	髙槻　貴子	岡山県男女共同参画推進センター　所長
3	川島　ゆか	瀬戸内市教育委員会　社会教育委員
4	林　敦子	備前人権擁護委員協議会　副会長
5	日下　英男	瀬戸内市社会福祉協議会　会長
6	神坂　俊規	瀬戸内市商工会　理事
7	志賀　秀樹	生活協同組合おかやまコープ 組合員活動グループ　統括
8	小林　鈴代	ウィズせとうち さざなみ　運営委員長
9	小幡　恵子	市民公募
10	岡　亮佑	市民公募

10名（男性５名、女性５名）

5 策定経過

年　月　日	事　　項
令和３（２０２１）年6月１４日 ～３０日	「瀬戸内市男女共同参画社会に関する市民意識調査」の実施
令和３（２０２１）年8月２６日	第１回瀬戸内市男女共同参画推進審議会
令和３（２０２１）年8月２６日	市長から瀬戸内市男女共同参画推進審議会へ第３次瀬戸内市男女共同参画基本計画の策定について諮問
令和３（２０２１）年１０月１日	第２回瀬戸内市男女共同参画推進審議会
令和３（２０２１）年１１月１６日	第３回瀬戸内市男女共同参画推進審議会
令和４（２０２２）年1月１１日 ～３１日	パブリックコメントの実施
令和４（２０２２）年2月１８日	第４回瀬戸内市男女共同参画推進審議会
令和４（２０２２）年2月１８日	瀬戸内市男女共同参画推進審議会から市長へ第３次瀬戸内市男女共同参画基本計画の策定について答申

瀬戸内市
マスコットキャラクター
セットちゃん

第３次

瀬戸内市男女共同参画基本計画

発行／令和４年３月
岡山県瀬戸内市